令和８年第２回湧別町議会

定　例　会　会　議　録

令和８年第２回湧別町議会定例会会議

令和８年６月１８日湧別町議会議場に招集された。

１　応招議員は次のとおりである。

１番　高田映ニ	２番　村瀬直由	３番　大野真紀
４番　竹林直人	５番　姉崎正弥	６番　檜山洋一
７番　関野一良	８番　村川勝彦	９番　小形秀和
１０番　下田英人	１１番　脇坂敏夫	

２　不応招議員

なし。

３　出席議員は次のとおりである。

１番　高田映ニ	２番　村瀬直由	３番　大野真紀
４番　竹林直人	５番　姉崎正弥	６番　檜山洋一
７番　関野一良	８番　村川勝彦	９番　小形秀和
１０番　下田英人	１１番　脇坂敏夫	

４　欠席議員

なし。

５　地方自治法第１２１条の規定により議案の説明のため出席を求めた者及び説明の委任を受けて本会議に出席する者は、次のとおりである。

町長　加藤政弘、副町長　細川徳之、教育委員会教育長　阿部勉、総務課長　坂本雄仁、総務課参事　西海谷巧、企画財政課長　井上道也、企画財政課未来づくり担当課長　前野和憲、住民税務課長　岩瀬昌幸、農政課長　北林孝之、農政課参事　山川渉、商工観光課長　大口貢、建設課長　細川聡、会計管理者　松下一彦、出納課長　松下一彦、水道課長　中川友広、水道課参事　細川聡、福祉課長　宮本則幸、健康こども課長　大塚幸夫、健康こども課児童支援担当課長　牧村宣幸、水産林務課長　青山賢治、総務課総務グループ主幹　藪悟志、総務課情報防災グループ主幹　宮坂達也、企画財政課財政グループ主幹　渡辺政行、企画財政課財政グループ主幹　佐藤誠一、住民税務課住民税務グループ主幹　西堀真琴、住民税務課税務グループ主幹　杉森伸一、住民税務課税務グループ主幹　坂田桂樹、農政課農政グループ主幹　竹中寿、商工観光課商工観光グループ主幹　宍戸和幸、商工観光課商工観光グループ主幹　柴田信嘉、建設課管理グループ主幹　藤直樹、建設課管理グループ主幹　宇佐美大我、水道課上下水道グループ主幹　土佐信太郎、

水道課上下水道グループ主幹　山田雅彦、福祉課湧別庁舎窓口グループ主幹　松浦稔智、福祉課福祉グループ主幹　鈴木俊一、福祉課高齢介護グループ主幹　秋葉国宏、福祉課高齢介護グループ主幹　大西美樹、健康こども課医療グループ主幹　片桐圭輔、健康こども課健康相談グループ主幹　宮本義久、健康こども課子育て相談グループ主幹　鹿野峰志、健康こども課児童支援グループ主幹　鈴木大地、水産林務課水産林務グループ主幹　高尾理、教育総務課長　佐藤美貴、教育総務課参事　綾部雅一、教育総務課給食センター所長　出口幹敏、社会教育課長　斉藤健悟、社会教育課参事　藤本祐司、社会教育課参事　中島一之、教育総務課教育管理グループ主幹　大西久践、教育総務課学校教育グループ主幹　大西久践、社会教育課図書館長　中島一之、社会教育課ふるさと館ＪＲＹ館長　中島一之、農業委員会事務局長　吉松智弘、選挙管理委員会事務局長　坂本雄仁、選挙管理委員会事務局次長　藪悟志、監査委員事務局長　近藤康弘、監査委員事務局次長　片山旭洋

6　本会議の書記は、次のとおりである。
議会事務局長　近藤康弘、事務局次長　片山旭洋

会議に付した事件

別紙日程表に記載のとおり

令和８年第２回湧別町議会定例会

議事日程（第１日）

令和８年６月１８日

日程第　１		会議録署名議員の指名
日程第　２		会期の決定
日程第　３		諸般の報告
日程第　４		行政報告
日程第　５	報告第　１号	令和７年度湧別町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
日程第　６		一般質問
日程第　７	議案第　１号	湧別町旧学校校舎等利活用検討委員会条例の制定について
日程第　８	議案第　２号	令和８年度湧別町一般会計補正予算
日程第　９	議案第　３号	令和８年度湧別町介護保険特別会計補正予算
日程第１０	議案第　４号	令和８年度湧別町水道事業会計補正予算
日程第１１	議案第　５号	地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第１２	議案第　６号	湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１３	議案第　７号	学校体育館空調設備設置工事請負契約の締結について
日程第１４	議案第　８号	財産の取得について
日程第１５	議案第　９号	財産の取得について
日程第１６	議案第１０号	財産の取得について
日程第１７	同意第　１号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第１８	同意第　２号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第１９	同意第　３号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第２０	同意第　４号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第２１	同意第　５号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第２２	同意第　６号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第２３	同意第　７号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第２４	同意第　８号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第２５	同意第　９号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第２６	同意第１０号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第２７	同意第１１号	湧別町農業委員会委員の任命について

日程第２８	同意第１２号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第２９	同意第１３号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第３０	同意第１４号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第３１	同意第１５号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第３２	同意第１６号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第３３	同意第１７号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第３４	同意第１８号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第３５	同意第１９号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第３６	同意第２０号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第３７	同意第２１号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第３８	同意第２２号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第３９	同意第２３号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第４０	同意第２４号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第４１	同意第２５号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第４２	意見書案第１号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
日程第４３	承認	議員の派遣について
日程第４４	承認	閉会中の所管事務調査等の申出について（各常任委員会及び議会運営委員会）

開　会　宣　告（１０：００）

○議　　長　ただいまの出席議員は11名でございます。

これより令和８年第２回湧別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程でございますが、皆様のお手元に配付してあります日程により会議を進めたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、９番、小形君、10番、下田君を指名いたします。

日程第２、会期の決定を議題といたします。

去る６月16日に議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長よりその結果報告を願います。

１番、高田君。

（議会運営委員長結果報告）

○議　　長　議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日から６月19日までの２日間とすることにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から６月19日までの２日間とすることに決定いたしました。

日程第３、これから諸般の報告をいたします。

事務局長をして報告をいたさせます。

局長。

○議会事務局長　諸般の報告を申し上げます。

今定例会に提出されております案件は、町長提出といたしましては報告１件、予算３件、条例３件、契約締結１件、財産取得３件、同意25件であります。

また、議会側といたしましては、意見書案１件、承認２件であります。

次に、議案等説明員の関係でありますが、今定例会に議案等説明のため出席を求めた執行者と執行者の委任を受けて出席する職員は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。

次に、監査委員から４月分及び５月分の例月出納検査について異常がない旨、議長に報告書が提出されております。

次に、去る５月15日の令和８年第３回町議会臨時会終了後から本日までの議会及び委員会活動等についてご報告いたします。

５月18日、紋別市において遠紋地区市町村議会議長会総会が開催され、これに議長が出席いたしております。

同日、上湧別庁舎応接室において砺波市長表敬訪問が行われ、これに副議長が出席いたしております。

同日、味処こいけ鮨しにおいて砺波市長来町に伴う懇談会が行われ、これに議長及び副議長が出席いたしております。

５月20日、滝上町においてオホーツク町村議会議長会定期総会が開催され、これに議長が出席いたしております。

５月25日、遠軽町において遠軽地区広域組合議会臨時会が開催され、これに議長及び関係議員が出席いたしております。

同日、網走市において高規格道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会要望活動が行われ、これに副議長が出席いたしております。

５月26日、東京都において全国町村議会議長会議長・副議長研修会が開催され、これに議長が出席いたしております。

５月29日、上湧別神社において上湧別神社春季例大祭及び上湧別開拓招魂祭が執り行われ、これに副議長が出席いたしております。

同日、網走市においてオホーツク圏活性化期成会総会及びオホーツク圏活性化期成会、石北本線・釧網本線合同部会が開催され、これに議長が出席いたしております。

６月２日、第２回総務厚生常任委員会が開催されました。

６月３日、北見市常呂町においてサロマ湖開発期成会通常総会が開催され、これに議長が出席いたしております。

６月４日、第４回議会全員協議会が開催されました。

６月５日、第２回産業文教常任委員会が開催されました。

同日、遠軽地区自衛官志願推進協議会、旭川地方隊友会遠軽支部及び道北自衛隊家族会遠軽地区会合同懇親会が行われ、これに議長が出席いたしております。

６月６日、札幌市において札幌湧別会総会及び懇親会が開催され、これに議長が出席いたしております。

６月８日、網走市において遠軽地区総合開発期成会要望活動が行われ、これに議長が出席いたしております。

同日、北見市においてオホーツク圏活性化期成会農林水産専門委員会が開催され、これに副議長が出席いたしております。

６月９日、札幌市において北海道町村議会議長会定期総会が開催され、これに議長が出席いたしております。

６月11日、議長室において自衛隊協力会遠紋地区連合会監査が行われ、これに議長が出席いたしております。

６月14日、かみゆうべつチューリップ公園駐車場において湧別町消防団春季

消防演習が開催され、これに議長及び各議員が出席いたしております。

６月16日、第６回議会運営委員会が開催されました。

なお、本定例会におきまして広報作成のため随時写真撮影を行いますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議　　長　これで諸般の報告を終わります。

日程第４、町長の行政報告を行います。

町長。

○町　　長　それでは、第２回議会定例会におきまして行政報告を行います。今回は、行政報告６件でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、最初は第１号、富山県砺波市の交流についてでございます。去る４月21日から22日にかけて、砺波市より2026となみチューリップフェア開会式への招待を受け、私と担当課長２名で訪問いたしました。今年で75回目を迎えるとなみチューリップフェアは、国内最大級のチューリップイベントであり、過去最大規模となる300品種、350万本のチューリップが展示される華やかな催しであります。22日の開会式には夏野砺波市長をはじめ、富山県副知事や国会議員、近隣市長など多くの関係者が参列し、歴史あるフェアの開幕が盛大に祝われました。さらに、道内交流都市であるむかわ町、千歳市、岩見沢市からも市町長をはじめ多くの関係者が参加しており、関係自治体間のつながりの強さを感じる場となりました。また、開会式前日の21日には夏野市長を表敬訪問いたしました。夏野市長との懇談では、チューリップを通じたまちづくりをお互いに共有し、今後も交流を深めていくことを確認いたしました。さらに、交流都市の関係者を集めたウエルカムパーティーにも参加し、砺波市ならではの地場産品のもてなしを通じて、よりよい交流を図ることができました。

一方、５月18日には夏野市長が昨年に続き来町され、表敬訪問を受けました。懇談では、今年40回目を迎えるゆうべつチューリップフェアについてや砺波市との友好のあかしとして公園内に富山県産球根を植栽した砺波市コーナーが多くの来園者に親しまれていることについて報告するとともに、砺波市訪問時に視察したチューリップ公園の管理方法や展示技術について意見交換を行い、今後の運営の参考といたしました。その翌日には、あいにくの雨模様の中、夏野市長にチューリップフェア会場を視察いただきました。園内散策のほか、園内を空中浮遊する合成映像、スカイビューチューリップの撮影にも挑戦されるなど、湧別町ならではの取組に関心を寄せていただきました。砺波市とは互いにチューリップを中心としたまちづくりを軸に交流を深めてきましたが、今後もこのご縁を大切にし、両市町の発展に寄与する関係をさらに強化したいと考えております。

以上、ご報告申し上げます。

２点目は、チューリップフェアの結果についてでございます。本年のチューリップフェアは、４月中旬から下旬にかけて日中の気温が10度を超える日が増えた一方、オホーツク海からの風の影響で朝晩の冷え込みが厳しく、開花の遅れが懸念されました。このような中、５月１日のオープニングセレモニーは３年ぶりに好天に恵まれ、園内風車前に多くの関係者が参加され、第40回を迎える2026ゆうべつチューリップフェアを開幕することができました。その後天候は安定し、特に５月10日以降は気温の上昇とともに開花が進み、多くの来園者にお楽しみいただくことができました。今年は、公園開園40周年の節目を記念し、イベントを多数開催したほか、園内に撮影スポットとしてのオブジェを設置し、また５回目を迎えるチューリップ応援大使、半﨑美子さんによるミニライブ・トークショーや町内の学校児童生徒による吹奏楽演奏会が開催され、多くの方々に楽しんでいただきました。フェア期間中は、気象条件が良好だったため花もちもよく、有料入園期間５月７日から31日まで実施し、後半まで美しい景観を維持しながら、５月31日をもって閉幕いたしました。

今年の総入園者数は約６万5,000人で、昨年の５万6,000人を9,000人上回る結果となりました。この増加の要因は、今年の天候に恵まれたことと40周年記念イベントの開催による集客効果、そしてテレビ、ラジオ、新聞などで広く報道されたことが挙げられます。また、ＳＮＳを活用したリアルタイムの情報発信が来園の動機を向上させたほか、来園者の皆様のＳＮＳに投稿してくださった動画や写真が国内外で周知され、多くの方々の関心を集めたことも貢献したと考えられます。入園料収入は2,900万円で、昨年の2,410万円に対して490万円の増加となりました。

以上、１か月にわたり開催された本年のチューリップフェアは、多くの関係者のご協力の下、無事終了することができました。出店者の皆様をはじめ、商工会など関係団体、運営を担っていただいた観光協会の皆様には改めて深く感謝を申し上げ、ご報告とさせていただきます。

続いて、３つ目は、札幌湧別会総会等への出席についてであります。去る６月６日に札幌市において札幌湧別会の令和８年度総会が開催され、その後に引き続き行われた懇親会に脇坂議長をはじめ橋本商工会長、細川副町長や課長等と共に出席してまいりました。札幌湧別会と上湧別ふるさと会が合併して10年の節目となった本年度の総会には37名の会員が出席され、本年度の事業計画や事業予算が提案され、原案どおり承認となりました。懇親会では、ふるさと湧別の懐かしい話題で会員同士の交流や親睦を深め、アトラクションでは本町のふるさと応援大使を務める徳原海さんの歌謡ショーや本町の特産品等が当たる抽せん会が開催され、大いに盛り上がり、楽しいひとときを過ごしてまいりま

した。

続いて、第４号は、令和７年度建設工事等の入札結果についてでございます。令和７年度の入札結果についてご報告申し上げます。総体で114件の入札執行があり、平均落札率は98.98％でありました。令和７年度に執行いたしました入札結果は、別紙のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、行政報告第５号、道関係の工事の発注状況についてです。１つ目の工事は、佐呂間別川広域河川改修工事（芭露川工区）１工区（補正）（明渠）。工事場所、芭露。入札日、令和８年５月21日。請負金額２億218万円。請負業者、三和・飯島経常建設共同企業体でございます。以下、規模、工期は御覧のとおりですので、説明を省略させていただきます。

２つ目は、湧別漁港外水産物供給基盤機能保全工事でございます。工事場所は、港町（湧別漁港）、登栄床（登栄床漁港）でございます。入札日、令和８年６月４日。請負金額２億5,300万でございます。請負業者、株式会社西村組・日東建設株式会社（雄武町）経常建設共同企業体でございます。

行政報告６号は、町関係工事等の発注状況でございます。１つ目は、冷房設備工事（上湧別庁舎等）でございます。工事場所、上湧別屯田市街地・栄町。入札日、令和８年４月22日。請負金額１億373万円でございます。請負業者、天内・吉田経常建設工事共同企業体でございます。

２つ目は、外構整備工事（学生寮）です。場所は、中湧別中町。入札日、令和８年４月22日。請負金額は5,027万円でございます。請負業者は、株式会社渡辺組。

３点目は、照明ＬＥＤ化工事（上湧別庁舎等）です。工事場所、上湧別屯田市街地。入札日、令和８年５月12日。請負金額1,265万円。請負業者、有限会社児玉電機商会でございます。

４点目は、トイレ改修工事（上湧別庁舎等）。工事場所、上湧別屯田市街地。入札日、令和８年５月12日。請負金額1,207万8,000円。請負業者、株式会社長谷川熱器です。

５点目は、町道補修工事（防じん舗装）。工事場所は町内です。入札日、令和８年５月22日。請負金額1,650万円でございます。請負業者は、遠軽歩道株式会社。

続いて、３号線給水管布設工事。工事場所は錦町です。入札日、令和８年５月22日。請負金額1,562万円。請負業者、株式会社渡辺技研工業です。

７点目、町道側溝清掃業務委託です。業務場所は町内。入札日、令和８年６月５日。請負金額1,980万円です。請負業者、湧別小型運送株式会社です。

最後、８点目、芭露８号配水管移設工事です。工事場所、芭露。入札日、令和８年６月５日。請負金額995万5,000円でございます。請負業者は、湧別小型

運送株式会社です。

以上、行政報告といたします。大変どうもありがとうございます。

○議　　長　これで行政報告は終わりました。

日程第５、報告第１号について議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長　報告第１号　令和７年度湧別町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について。

○議　　長　提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長提案理由説明）

○議　　長　本報告の質疑を行います。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　これで質疑を終わります。

以上をもって本報告を終わります。

日程第６、これより一般質問を行います。

質問者の順序は、通告順により行います。議事進行上、質問者は質問の要旨を答弁者に分かるように具体的な質問をするようにお願いいたします。なお、答弁者は質問の要旨を捉えて簡潔に、そして明瞭に答弁していただくようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

１番、高田君。

○１　　番　私は、２つの項目につきまして質問をいたします。

まず、１点目でございますけれども、補聴器の助成についてでございます。高齢になりますと、人間誰しもが身体的衰えを感じ得ます。その中におきましても加齢性難聴により聴覚に障害を感じる方々が少なくないと思われます。その加齢性難聴に対応するための第一の選択は、補聴器の装填となりますが、補聴器を購入するには１人当たりの価格はほとんどが10万から30万円と高額な値段となっております。しかも、補聴器は生活の質の向上に効果があると考えられております。そこで、補聴器の購入費用の一部を助成することによって、経済的負担を少しでも軽減するため支援はできないものかと思うところであります。ご所見をいただければと存じます。

２点目でございますが、物価高騰に対する支援策についてでございます。中東情勢の悪化に伴う原油高やナフサの供給不足が長期化し、コストの上昇分を販売価格に転嫁する動きが強まっております。それにより飲食料品の値上げが６月にも1,078品目が予定され、７月以降も2,269品目以上が値上がりすると言

われております。さらに、紙おむつや生理用品にも波及しているとのことであります。エンゲル係数も44年ぶりに上昇に転じたと言われております。それにより各家庭の飲食料品支出に直接の影響を与えることとなります。そこで、少しでも家計の負担軽減を図るために何らかの支援策を町として講じる考えはありますでしょうか。ご所見を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議　　長　町長。

○町　　長　高田議員１点目の補聴器購入の補助についてのご質問にお答えいたします。

加齢性難聴は、65歳を過ぎる頃から症状を自覚する方が増える傾向にあり、根本的な治療法や予防手段もないのが現状でございます。難聴になると人との接触を避ける傾向があり、結果として外に出る機会が減り、体力や認知機能の低下につながると言われております。難聴の方が補聴器を求める際、聴覚障害の身体障害者手帳交付者である場合は、障害者総合支援法に基づき購入費用の９割を助成しており、非課税世帯には全額助成しております。本町では、この制度を利用し、令和７年度には２名の方に助成をいたしました。議員ご質問の町としての独自の助成制度を実施する予定はあるかについてですが、身体障害者手帳の交付対象外である軽度及び中等度難聴者にも補聴器を用いた対策を施せば認知症を予防したり、進行を遅らせたりすることができると言われておりますので、今後近隣市町村の動向を踏まえて対応を検討してまいりたいと思います。そして、難聴に不安を抱える相談者には受診を勧める対応をしてまいりたいと思います。

次に、２点目の物価高騰に対する支援策についてのご質問にお答えいたします。中東情勢の悪化に伴い、原油価格や物流コストが上昇し、飲食料品やエネルギー価格の高騰、さらにはナフサ由来の石油製品の価格高騰など、町民皆様の生活にさらなる負担や影響が懸念されているところであります。こうした物価高騰の影響を受ける町民皆様の家計負担の軽減を図るため、この後補正予算にて国の重点支援地方交付金を活用し、全町民を対象とした8,000円分の商品券を1,000円で購入できるプレミアム付商品券発行事業や高校生までの児童を養育する世帯には児童１人当たり２万円分の商品券を交付する子育て世帯等臨時特別支援事業にて支援策を提案させていただくこととしており、町民の皆様の生活支援に加えて商品券を活用することで町内の消費を促進し、購買力の向上による商工振興にも配慮させていただいたところであります。

また、さきに成立しました国の2026年度補正予算におきましては、夏場の電気、ガス料金の支援やガソリン代補助金の継続、さらには重点支援地方交付金の増額が盛り込まれたところであり、この交付金の対象事業もこれまで同様エ

ネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業とされておりますので、今後この交付金を活用したさらなる支援策につきましても交付額も考慮した上で検討してまいります。

以上、高田議員へのご回答とさせていただきます。

○議　　長　１番、高田君。

○１　　番　再質問させていただきます。

まず、１点目でございますけれども、ただいまの町長の答弁でほぼ内容理解はできます。ありがとうございます。そこで、補聴器の助成については、福祉の観点から考えても支援を講じることが必要ではないかとまず思うわけでございます。助成の対象も高齢者はもとより中等度難聴児、子供さんです。子供さんへの支援も考えるべきではないかと思われます。道内でも数多くの自治体が市町村独自での助成を行っております。対象者の条件、あるいは助成金額は様々でございますが、どちらにしましてもできる限りでありますけれども、後れを取らずに助成制度をしっかりと進めていただきたいと思っております。いま一度ご見解をいただきたいと存じます。

○議　　長　町長。

○町　　長　高田議員の質問にお答えしたいと思います。

子供も対象に入れてはどうかということなのですが、道で全道の市町村に調査をしてございます。その中で年齢がどこまでかということは触れておりませんが、管内の状況を見ますと５つの市町が実施してございます。その中で、高齢者だけでなくて18歳以上も対象にするという市町もございます。今後高齢者に限って行うのか、あるいはお子さんも含める、あるいは18歳が望ましいのか、それは町の実態を踏まえながら、今後どれが一番皆さんにとってふさわしいのかを検討してまいりたいと思っております。

○議　　長　１番、高田君。

○１　　番　それでは、続きまして２点目でございますけれども、先ほどの答弁でプレミアム付商品券発行事業を行うとの答弁をいただきました。それにつきましては、破格とも思えるような上乗せ分のプレミアム率700％というような破格な措置でありますので、大いに歓迎をいたします。また、子育て支援に対しましても生活の一部に係る費用の一部を支援する町独自の事業として商品券２万円を交付するとのことですので、これは大変家計の手助けになるものと感じます。

今後もＬＰガスなどに対する重点支援地方交付金として1,000億円等を計上するとの対応策を国も講じるようでございます。これからも切れ目のない支援をお願いを申し上げたいと思いますけれども、今後の支援策について何か思いがあればお聞きをしたいと思います。それによって質問を終わらせていただき

ます。
○議　　長　町長。
○町　　長　高田議員の再質問にお答えしたいと思います。
プレミアム商品券につきましては、これまでにない規模で今回支給するということになってございます。これは、商工会が全国各地をいろいろ調査した中で、鹿児島県でこういったことをやっているという事例があって、特に何とか消費を拡大しようということで1,000円で8,000円分の買物ができるということに私も賛同しまして、今回補正を予定しているところでございます。あと、子育て支援についても２万円ですから、物価高騰対策には十分適応できるのではないかというふうに思ってございます。
それと、今回の令和８年度の補正予算1,000億円の計上、当町におきましては約700万ほどこの交付を受けるというような情報を聞いてございます。これについても物価高騰対策に対するか、あるいは違った面がいいのか、ここら辺は十分検討しながら今後の交付について進めてまいりたいと思っております。
以上です。
○議　　長　１番、高田君の質問が終わりました。
次に、５番、姉崎君。
○５　　番　私からは、妊娠中の長期入院に伴う妊婦一般健康診査受診票未使用分の支援についての１点であります。
本町においては、子育て支援策の一環として妊婦一般健康診査受診票を交付し、妊婦健診に係る費用を公費負担とすることで妊婦の経済的負担の軽減と安心して出産を迎えられる環境づくりに取り組んでいます。こうした支援は、少子化対策や子育て支援の観点からも有効な施策であると考えます。一方でこの制度は、通院における妊婦健診を受診した際の費用を助成する仕組みであるため、切迫早産や妊娠高血圧症候群など様々な理由により妊娠期間中に長期入院を余儀なくされた妊婦については受診票を使用する機会がなく、その分支援を受けられない状況にあります。妊娠中の入院は、本人や家族にとって身体的、精神的負担に加え経済的負担も大きいものであり、むしろ支援を必要とするケースであると考えます。そこで、本町において妊娠期間中の入院により妊婦一般健康診査受診票を使用できずに自己負担を余儀なくされた妊婦に対し、未使用となった受診票相当額の助成やこれに代わる支援制度を創設する考えはないか、町長のご所見を伺います。
○議　　長　町長。
○町　　長　姉崎議員の妊娠中の長期入院に伴う妊婦一般健康診査の受診票未使用分の支援について、その質問にお答えいたします。
妊婦の健康診査につきましては、母子健康法に基づいて実施しているもので

ありまして、14回分の健康診査費に対して町が全額助成を行っております。助成額につきましては、北海道と道内の医療機関が協定を締結している単価を用いており、令和８年度の妊婦１人当たりの助成額につきましては、14回分で８万7,450円となってございます。また、町では、産後においても産後２週間健診及び産後１か月健診に対しても助成を行っており、産婦１人当たりの助成額につきましては２回分で１万円となっております。

姉崎議員よりご質問のありました妊婦が妊娠期間中に長期入院を余儀なくされたことにより入院期間中に妊婦健診を受けることができなくなった妊婦健診受診票の未使用分を別な方法により妊婦に対し支援できないかという質問でありますが、妊婦健康診査扶助につきましてはあくまでも既得権ではなく、妊婦の方が実際に病院において健診を実施した際に、その費用を町が支援する内容となっております。このことによって妊婦の健康診査の実施を促進し、妊婦及び乳児の死亡率の低下を図るとともに、流産、早産、妊娠高血圧症候群等の防止並びに母子等の障害予防などを図ることを目的としているものであります。

町では、子育て支援策として、妊婦健康診査扶助以外にも妊婦や配偶者等に対する歯科健康診査費用の一部助成や母子の各種予防接種事業に対しても助成を行っております。また、町の単独事業としまして、18歳までのお子さんの医療費の無償化をはじめ、お子さんが生まれた際には１人当たり３万円相当の育児用品のプレゼントや今年度からはお子さん１人当たり３度に分けて総額18万円の支給を行う子育て応援祝い金支給事業や妊産婦交通費等助成扶助も開始いたしております。これら本町の子育て支援策については、他の市町村と比較しましても充実した支援策となっております。これらの子育て支援策を今後も継続していくためには、将来にわたって財源の確保も必要となってまいります。今回姉崎議員よりご提案のありました妊婦健康診査扶助を満度に受けることができなかった方への支援制度の創設については考えてはおりませんが、町として新たな子育て支援制度の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、姉崎議員へのご回答とさせていただきます。

○議　　長　５番、姉崎君。

○５　　番　ご回答ありがとうございました。

ただいまの答弁では、妊婦一般健康診査受診票は、妊婦の方が実際に妊婦健診を受け、その際に費用を助成するものであり、妊婦健診の実施を促進することを目的としているという説明がありました。しかし、私はこの制度運用において２つ課題があると考えます。１つ目は、切迫早産や妊娠高血圧症候群などにより長期入院になった妊婦についても、入院期間中に血圧測定や尿検査、超音波検査など妊婦健診と同様の検査や健康管理が継続的に行われています。つ

まり入院している妊婦は健診を受けていないわけではなく、むしろ通常の妊婦以上の医療管理を受けている状況にあります。２つ目は、そのような入院中の検査に対し、医療機関によっては妊婦一般健康診査受診票を利用できる一方で、利用できない医療機関も存在するという点です。その結果、同様の検査や医療管理を受けているにもかかわらず、入院先の医療機関によって自己負担額が受けられる支援の差が生じています。

私は、この問題の本質は受診票の未使用そのものではなく、医療機関の運用の違いによって町民が受けられる支援に差が生じているという点です。母子保健法の理念は、母子の健康保持増進にあり、住民がひとしく支援を受けられる環境を整えることも自治体の重要な役割です。そこで、お伺いいたします。町としてこのような医療機関ごとの運用の違いによって生じる支援格差の実態を把握しているのか。また、その格差を是正し、妊婦が入院先によって不利益を受けることのないよう公平な支援体制を検討する考えはないのか、改めて町長にご所見をお伺いいたします。

○議　　長　町長。

○町　　長　姉崎議員の質問にお答えしたいと思います。

今質問されたのは切実で、実態を掌握しながら、問題提起だなというふうに私は思ってございます。ご承知のとおり、この制度は本町の助成事業実施要綱に基づいて行っております。根拠は母子保健法の第13条でございまして、そのほかにも国が定めるみなしの基準というのがございます。ですから、これは町独自の制度というよりも国、それから国の指針に基づいた要綱でございますので、全国一律にこの制度は実施されているというふうに考えてございます。

先ほど言われました実態を把握しているのか、病院に格差があるのかということでございますが、町として委託しているのは遠軽厚生病院、北見愛成病院、北見の日赤病院、それに委託しているのですが、それについては当然一律ではございません。中には本人負担が生じている、あるいはその負担もまちまちです。ですから、全道の実態を掌握しているわけではございませんが、この３つの病院については掌握しておりますので、この実態を踏まえて、これから今後対応してまいりたいと考えております。

○議　　長　５番、姉崎君。

○５　　番　また、最初の答弁では財源について持続的なものであるために財源についても町長は触れられていましたが、これは町として事前に確保している財源であり、もともと使用できなかった財源をほかの手段、支援策を講じて実際に使用できなかった妊婦に対して助成をしようという形でありますので、財源については特に問題はないかと考えます。

また、今し方ありましたように実態を把握しているにもかかわらず、支援の

制度の創設については現状考えていないというふうになられたその根拠は何でしょうか。町長のご所見をお伺いします。

○議　　長　町長。

○町　　長　姉崎議員の公平性に欠ける、本人の負担が生じているということでございますが、私どもこの実態をつぶさに掌握して、できるだけ本人の負担が少なくなるよう、公平になるよう努めてまいりたいと思っております。

○議　　長　５番、姉崎君。

○５　　番　ご回答ありがとうございます。ただいまの答弁では実態把握を取り組んでいただけるということで、私も安心しております。

また、私もまずは制度創設ありきではなく、現状を正確に把握することが重要であると考えております。そのために調査に当たっては、入院中であっても妊婦一般健康診査受診票を利用できる医療機関と利用できない医療機関の実態、またそのことによって妊婦の自己負担額にどのような差が生じているのか、そして本町において実際に影響を受けた妊婦がどの程度いるのかといった点を把握していただきたいと考えます。

また、本件は、単なる制度運用の問題ではなく、妊娠中の長期入院という不安を抱えながら出産に向き合う方々への支援の在り方に関わる問題であり、公平性の観点からも重要な問題であります。そこで、お伺いします。この調査結果については、議会や町民に対し正式な場で報告する考えはありますでしょうか。また、その結果、医療機関の運用の違いによる支援格差や経済的負担の実態が確認された場合、公平な支援体制の構築に向けて前向きに検討する考えはあるのか、改めて町長のご所見をお伺いします。

○議　　長　町長。

○町　　長　姉崎議員の質問にお答えいたしますが、この受診票は14回受診することができることになっておりますので、私としてはぜひ14回受診してほしいと思っております。しかし、ご指摘のような、そういう事情があった場合には14回満度に使用できないという実態もございますから、それらの調査も含めて行ってまいりたいと思っております。先ほど申し上げたように本人負担をできるだけ軽減させたいということにしたいと思っております。

本町、先ほど申し上げましたように子育て支援については、他町村よりも多くいろんな制度を用いて充実した内容であるというふうに私も自負してございます。いろいろな方からお話を聞くと、湧別町は子育て支援で本当に充実して、私どもも助かっておりますという声をお聞きしますので、その制度の充実と、さらにこの制度調査をして、調査の結果報告が必要となるという場合は皆さんに報告して、これからの対応を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議　　長　５番、姉崎君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

休　憩　宣　告（１０：５６）

再　開　宣　告（１１：０５）

○議　　長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

７番、関野君。

○７　　番　議長に発言の機会をいただきましたので、一般質問させていただきます。

湧別大橋の早期架け替えの要請活動について。国道238号線、通称四号線橋、ＪＡゆうべつ農協前を通過します１級河川の湧別川に架かる湧別大橋、これは1956年、昭和31年３月に完成してございます。既に70年を超えております。この間通過する産業用車両及び農業機械（コントラクター事業）、バイオガス発電に伴う堆肥の回収、消火液の散布、こういう機械が大型化し、また公共交通機関の北紋バスが運行されており、一般車両が常に危険を感じて通行しております。そこで、湧別町としてこれまで国、道に対しどのような早期架け替えの要請を行っているのか、またどのような感触を受けているのか町長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議　　長　町長。

○町　　長　関野議員の湧別大橋の早期の架け替えの要請活動について、この質問にお答えいたします。

国道238号線の湧別川に架かる湧別大橋については、関野議員ご指摘のとおり、昭和31年３月に完成し、今年で70年を迎える北海道開発局管理の橋梁でございます。湧別大橋については、幅員が狭く、大型車同士の擦れ違いが危険であることから、大型車は橋の手前で停車して、対向車の通過を待っている状況でございます。このようなことから町といたしましては、拡幅の架け替えの要望を合併以前から行っております。遠軽地区総合開発期成会、オホーツク圏活性化期成会、さらには自民党移動政調会、立憲民主党オホーツク地区政策懇談会等の毎年の要望事項として掲げて要請を続けております。しかしながら、開発局からの回答としては、湧別大橋以外にももっと古い橋梁が多数あるため、湧別大橋の優先順位は上位でなく、補修を行いながら延命を図っていく旨の回答を受けており、早期架け替えは難しいものと受け止めております。町といたしましては、引き続き架け替えの要請を粘り強く行い、架け替えの実現に向けて取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、関野議員へのご回答とさせていただきます。

○議　　長　７番、関野君。

○７　　番　町長、回答ありがとうございます。

先ほどの町長の回答の中身の中で、開発局からは補修を行いながら延命を図っていくという話ありましたけれども、現場を大切にする町長でございます。この橋一回歩道橋歩いたことがありますか。それと、町長とか公務で紋別に向かうときにどの道路を通っていくのか。今の７号線橋を通っていくのか、湧別農協前の四号線橋通っていくのか、その辺につきまして教えてください。

○議　　長　町長。

○町　　長　関野議員の質問にお答えしますが、私が歩いたことがあるかということですか。私は歩いたことはございません。ただ、紋別に行く場合は、どちらの道路も橋も通ります。ただ、どちらかといえば238号線以外の中湧別大橋を通ることが多いような気がしております。そういうのが実態でございます。まず、その質問にお答えいたします。

○議　　長　７番、関野君。

○７　　番　あそこの橋についている歩道橋、かなり腐食してきている箇所が何か所もございます。一回町長歩いて、自分の目で確認してください。そして、ここで紙に書いてございますけれども、補修を行いながら延命を図ると。延命どころではなくて、もう70年を超えてございます。ぜひ一回見てから、また改めてお願いしたいと思います。

それと、あの橋、今の238号線、湧別農協前を通ります橋につきましては、僕が通ってもおっかなくて、一回やっぱり止まるのです、入り口で。そして、通過するのを待っていると。だから、町長あたりも紋別等に公用車で行く機会あると思いますけれども、恐らく通るのは７号線、今の中湧別側を通っていくと思います。ですから、あそこまでちょうど防雪道路もきています、川西３線まで。そして、高規格道路も旭紋道で恐らくあっちに入ってくると思いますけれども、その辺も含めた中身の中で何とか早期に、優先順位は低いかもしれないけれども、一番ランク上ぐらいにくるぐらいな感じで、あそこは産業道路ですから、私が思うには旭紋道よりも産業道路優先だと思っておりますので、ひとつその辺ぜひ力を入れて、加藤町長、よろしくお願いします。

○議　　長　町長。

○町　　長　私も現場に赴きまして、歩いて実際に自分の目で確かめてみたいと思っております。

先日の遠軽地区の総合開発期成会では、３町で北海道と、それから網走開発建設部に出向いて要請活動を行っております。私は、第一に開発にはこの橋をぜひとも架け替えしていただきたいと強く要望してまいりました。ただ、実態としては、橋梁の健全度というのは１区分から４区分まであるのです、実態が。それで、湧別大橋より古い橋は全道で10あるというのです、実態として。その

うち湧別大橋は、健全の１に上位しておりますので、その中では上位にあるというのです。構造物の状態に支障が生じてすぐに緊急に架け替えしなければならないというのは４ですので、１の部類ですから、湧別大橋は健全であるという認識に立っております。ただ、実態は、先ほど言われましたように大型車同士が擦れ違えない、あるいは歩道も恐ろしいという実態がありますから、私はその実態をこれから粘り強く期成会なり、道、それから国に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議　　長　７番、関野君。

○７　　番　町独自として期成会なんか立ち上げる考えはございますか。

○議　　長　町長。

○町　　長　期成会が３町で遠軽地区と、それからオホーツク管内の期成会がございまして、この要望をしております。ただ、町独自というのは、私が中央に出向いた場合は地元議員、それから関係省庁に行って粘り強く交渉してまいりたいと思っております。

○議　　長　７番、関野君。

○７　　番　本当に実際問題通ってみると非常に恐ろしい道路であり、橋です。夏はまだいいですけれども、冬場になると雪がたまりますので、いよいよ通れません。その辺は副町長もよく分かっていると思いますけれども、本当に危険でございますので、なるべく早期にやってほしいと思います。

それと、歩道橋につきましても、先ほど後ろの町民の方からも危険だから一回ぜひ歩いてみて確認してくれという話もありましたので、ひとつぜひその辺、加藤町長、よろしくお願いします。

○議　　長　町長。

○町　　長　私も早急に歩いて、自分の目で確かめて、実態を自分なりに掌握したいと思っております。

以上です。

○議　　長　関野君、同じような内容の質問でなくお願いします。

○７　　番　少しでもランクが上がるように努力願います。

以上です。

○議　　長　町長。

○町　　長　このランクは、関野議員、国が定めたランクでございますので、これはランクはランクとして、私ども理解はしませんけれども、これは調査の結果ですから、それを受け止めたいと思います。ただ、私どもが言うのは、何とか危険なので、解消してもらいたいと、これを粘り強く言い続けるしかないというふうに思っております。ただ、国だから、国がやることだから町はただ

要望だけしていればいいのかということでなくて、やはり町民交えて何とかその機運を盛り上げて、この橋について対応してまいりたいと考えております。
○議　　長　７番、関野君。
○７　　番　終わります。
○議　　長　７番、関野君の質問が終わりました。
次に、９番、小形君。
○９　　番　私からは、町長に湧別町のｅスポーツの今後の展開についてお伺いしたいと思います。
現在湧別高校のｅスポーツ部については13名であり、文化センターＴＯＭ内に整備されたゲーミングパソコンを活用し、活動を行っております。また、本年１月には文化センターさざ波においてｅスポーツ大会の開催も行われました。町内の会社でｅスポーツクラブが設立されるなどしております。そこで、湧別町のｅスポーツの今後の展開について町長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。
○議　　長　町長。
○町　　長　小形議員からの湧別町のｅスポーツの今後の展開についてのご質問にお答えいたします。
ｅスポーツは、年齢や性別、国籍、ハンディキャップといった壁を超え、誰もが共にプレーすることや観戦することができるスポーツであり、その競技人口は世界で１億人以上とも言われております。そのため福祉や教育、国際交流、観光振興、地域活性化などといった幅広い分野において地域課題の解決手段の一つとして注目をされております。
本町では、令和５年度からｅスポーツを活用したまちづくりを進めており、湧別高校の魅力化事業の一環として新設されたｅスポーツ部への活動支援をはじめ、屯田七夕まつりでの体験会や小中学生向けのデジタル講座、さらには介護予防教室などをこれまで開催し、町民の理解促進や機運の醸成、ｅスポーツの普及に取り組んできております。また、昨年度は、湧別ｅスポーツフェスタを開催し、町内外から多数の来場者を迎え、大いに盛り上がったところであり、本年度におきましてもこれまで行ってきました事業を継続して実施することといたしております。
ご質問のありました湧別町のｅスポーツの今後の展開についてでありますが、今後におきましてもこれまでの取組を継続し、本町のｅスポーツ文化の定着が図れるよう取り組んでいきたいと考えております。
以上、小形議員の回答とさせていただきます。
○議　　長　９番、小形君。
○９　　番　湧高のｅスポーツクラブは、発足直後３名の部員、あるいはもう

一人、４名になったかと思われます。また、３年生の卒業において残り１名の風前のともしびとなりましたが、今年新たに入部した人がおりまして、現在13名ということを聞いております。クラブとしてていをなす十分な人数ではないかと考えております。

また、今年度予算もつきまして、大会も行われるようでございます。オホーツク方面では初めての大型イベントであり、このイベントを今後どのように行っていくのかを聞きたかったわけでありますし、またｅスポーツクラブ等ができている会社の従業員等もございますし、それらについても巻き込んで、一体となってやっていくスポーツだと思います。子供、老若男女、性別を問わずということで、またハンディキャップもないということがありますので、福祉などの体験などにも使われることが予想されるわけでございます。オホーツク方面では唯一の大会であり、また規模が拡大していくのではないかと私は想像しておりますが、町長の答弁では本年度のｅスポーツ文化の定着を図り、その後町民に定着が図れるよう取り組んでまいりたいし、またその継続を図るということでございましたが、私はこの展開ということは、展開ということで質問したのは大きく広げるという意味でありまして、どのように今後考えているか。継続というのは同じことの繰り返しなのでありまして、どのように今後その規模なり、やり方、オホーツク管内で初めての大型イベントということを成し遂げたわけでありますので、ぜひともこの大会なども含めて、湧高の２間口にも貢献することにもなりかねないこういうようなイベントであり、ｅスポーツでありますので、ぜひともももっともっと力を入れてやっていただきたいということであります。

また、ＳＮＳ等でも情報発信している人がおりまして、見ましたところ、ｅスポーツというのはどこででもできるのです。誰とでもできるという、世界中の誰とでもできるというスポーツなのです。ただ、この大会とかというものはなかなかそこに行けない。普通やるのは個人の部屋、あるいはその一人が相手を見つけて、全世界のインターネットでつながってやるということなので、それとは別に、インターネットでつながるのは日々やっているからいいのでしょうけれども、オホーツクで初めての大会ということもありまして、わざわざ、一人でやっていても自分の位置が分からないと、どういうふうになっているか、そして来たという人もおりました、そのＳＮＳを見ると。わざわざ東京からそういうような人らを呼んでやっているスポーツでありますので、私たちの子供たちでさえも別な子とも、札幌だとかでもやっているのです、小さい子供たちが。そういうスポーツでもありますから、ただやっているのではなくて、やはり物事としてある程度の形にするということを踏まえても大会をある程度、オホーツク管内唯一だということですので、管内でやっている人でもやれなくて

困っているって、集まって、札幌では唯一やっているのです。だから、札幌でやっていることの大会だとかもまだ２回か３回ですか、あそこのところ。あれも札幌ドームか何かのあれができなくなったあたりに、ファイターズが撤退した後にたしか開催されていて、まだ３回目ぐらいだと思うのですけれども、やっています。かなり盛況になってきていると思いますので、このｅスポーツ、意外と展開をしていくと面白いかなと考えておりますので、ぜひその辺をお聞かせください。

○議　　長　町長。

○町　　長　小形議員の質問にお答えしたいと思います。

私今年の１月25日にさざ波で開かれました大会、これに出席して、皆様にご挨拶してまいりました。当日の参加者は、町内が17人で、町外から22人という大きな大会でした。私初めての大会でしたので、このように盛大に行われて、町外からも多数いらっしゃっている実態を見てきました。来場者も200人を超える方々が来られましたので、これからいろんな面で町の波及につながっていくというふうに考えております。

また、企業でもそういった活動がなされているということ、私も信金の支店長さんいらっしゃいましたので、信金にクラブがありますよと。理事長さんもいらっしゃいました。企業のクラブの実態も聞かせていただいて、このように浸透しているのだなという実感が湧きました。

今年はこの大会を継続して進めていきますが、昨年以上の参加者に来ていただくようにこれからＰＲしてまいりたいと思っております。今年秋頃を予定するか、これから検討しているところでございます。

あと、ｅスポーツの魅力なのですが、今回寮生11人おりますが、その中でどうして寮に入ることになったのですかといったら、やはりｅスポーツが魅力ですという方もいらっしゃいました。ですから、このｅスポーツというのは、私もよくこれから勉強してまいりますが、どのようにまちづくりに役立てていくかということを考えていきたいと思っておりますし、まずはこのｅスポーツの普及、定着、そして高齢者もｅスポーツの太鼓をたたくのに非常に役立っているということですので、そこら辺を含めてｅスポーツがうちの町のまちづくりに前向きに進めていくよう私は考えております。

以上です。

○議　　長　９番、小形君。

○９　　番　大変前向きな回答をいただきまして、ありがとうございます。

今大会もまた期日をいつにするか私も気になっていたのです。１月の大会ということで、東京からの人がこんなに雪あるのを見たの初めてだということも司会者の方が語っておりました。そこで、今の回答で安心したのですけれども、

そのときの大会のときに町長が不在だということで、公務だということで、副町長が挨拶をしておられましたのですけれども、この大会は集大成だということでおっしゃっておりました。集大成という言葉を使われておったということなので、高校の３年間の集大成というのは、高校３年生は集大成になって終わって大学だとか、あるいは職場に行きますけれども、町の行事で３年間で集大成という言葉がちょっと適切なのか。その大会１回かそこらで終わってしまって、あとは展開がないのではないかと、平行線でずっといくような大会かなと思ったので、ちょっとその辺を町長にお伺いしたのですけれども、安心しました。これから大きく展開してくれるということで。

また、町長、いろんな方とお話ししているということなのですけれども……できたら副町長にもその辺のことを、先ほどのこと、集大成という言葉を使われたということをちょっと聞いてみたいなと、なぜ使ったのかということと、それと町長もいろんな人とお話しなさっているということで、なかなかｅスポーツに対してあまりいい返事が返ってこなかったという人がいたので、その辺も集大成と絡めるとあまり大きくしたくない大会なのかなということもありましたので、聞いてみましたけれども、その辺の私の心の不安はないということでよろしいのでしょうか。どうかひとつお願いいたします。

○議　　長　町長。

○町　　長　小形議員の質問にお答えしたいと思います。

ｅスポーツといいますと、それスポーツなのですかと、中にはそういう方がおります。ただ、１億人以上がこういう定着して、スポーツということで定着しておりますので、私は形は違うかもしれませんが、いろんな面でのスポーツ、頭脳を使ったスポーツ、そういったものになろうかなと思っております。

町内を見渡すと、クロカン大会、あるいはこれから行う100キロマラソン大会もこれはスポーツで、多くの人を集めます。これからもこういったｅスポーツによってうちの町にたくさんの人が来ていただいて経済的波及効果につながる、あるいはｅスポーツの発信地になる、そういったことも可能性を秘めておりますので、そこら辺を十分検討して進めてまいりたいと思っております。

○議　　長　副町長。

○副 町 長　ご指名いただいて、議長の許可をいただいたので、ご説明申し上げたいと思います。

１月に町長公務がありまして、挨拶と前半は私出席させていただきました。言葉の中で集大成という言葉は使った記憶はございます。確かに議員おっしゃるとおりです。ですが、これで終わりという意味の集大成ということで捉えられていたのであれば大変申し訳ないというふうに思います。これは、執行方針にも書いていると思うのですが、令和５年から事業が始まりまして、一応３年

間でデジ田交付金というものを活用させていただきながらいろんな事業、湧別高校の部分もございますし、介護でやったりとか、それから学校でそういったプログラミングのこととかの催しをしたりとかということで３年間の計画の中で始まったというふうに私認識してございまして、その５、６、７の３年間、今回は３年計画の集大成ですという意味での発言だったというふうに記憶してございます。その後につきましては、予算査定が１月にございますので、最終的には２月に決定するわけですが、担当のほうから３年で集大成ということでしたが、引き続き小形議員がおっしゃるように管内でも取組は本町はいいと、ずば抜けていいのかなというふうに思いまして、理事者、財政担当部局、それから未来づくり担当課長等を含めて協議した結果、８年度についても事業を実施して、もったいないと、もう一年継続して大会をするなどのことで進めていきましょうということになりましたので、８年度も予算をつけているということでございますし、先ほど町長からもご答弁ありましたとおり、そういった中で今後もそういう事業を継続するようなことで考えているということでございますので、私のそのときの発言がもとでそういうご理解をされたのであれば、この場で謝罪をしたいと思います。

以上でございます。

○議　　長　９番、小形君。

○９　　番　どうもありがとうございます。

また、８年度の予算もついているということなので、今後冬場がいいのか、あるいは町長先ほど言われました管内から来られるというときにはあまり吹雪等も関係なく集約できる秋等がいいのか、その辺も考慮しながら進めて、また今後とも継続的に大きく発展できるような方向で、町内にも福祉関係にもただあれするよりも手足使って運動と同じようにやるということは福祉関係のほうにもいいですし、子供たちは既にパソコンだとかゲーム、タブレット等でも見たり、押したりするのしていますから、町内全体には広めながらも、また町外の人とも観光等の関係等もありますし、呼んでこれるように、町内に必ず人口が通って、いっとき止まる状態で、それでもいいと思いますので、どうぞ継続をしていただきたいと思いますし、交通の便がいいときにできるだけひとつよろしくお願いしたいと思います。

○議　　長　町長。

○町　　長　小形議員の質問にお答えしたいと思いますが、今後の開催時期については、高校で部活もありますから、教育委員会ともよく相談し、あるいは関係機関、そして信金にも企業のクラブがありますので、そういった方々の意見も聞いて、いつの時期がいいのか、これから検討して決めたいというふうに考えております。

いずれにせよ、せっかくやる大会ですから、多くの方に来ていただいて、大いに盛り上げたいと思いますので、議員の皆様もその日はいらっしゃって観戦をしていただきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議　　長　９番、小形君の質問が終わりました。

次に、３番、大野君。

○３　　番　私は、２項目について質問させていただきたいと思います。

まず、１つ目なのですけれども、町営住宅並びに教員住宅の有効活用について。第１次産業の方々が繁忙期に町外の方々を雇用したとき、住居として空きがある町営住宅や教員住宅を利用したいとの声を聞いています。町の要である第１次産業を営む方々や雇用者の方々が快く働くことは大切なことと思います。また、町にとっても重要な担い手の方々のニーズに応えることでより町が活発化されることと考えます。そこで、町長へお聞きします。現在町営住宅や教員住宅などの空きがある場合、第１次産業を支える従事者確保の一つとして貸出しを行い、有効活用するお考えはないでしょうか。

続いて、２項目めの質問です。チューリップ公園の秋冬時期について。今年度もチューリップフェアが無事終了し、町内外の多くの方々にご来場いただいたのは大変喜ばしいことと思います。そして、開催に関わる方々のご尽力に心より感謝いたします。チューリップフェアは、今年40周年を迎え、湧別町の観光として定着しました。このチューリップフェアがもたらす湧別町のイメージ高や経済効果は絶大とも感じます。フェアが終わった後チューリップ公園の活用として、新たに秋冬の観光の目玉、イルミネーションをしてみてはどうだろうかとの声がありました。イルミネーションを開催することでチューリップフェアの効果のような町のイメージ高や経済効果が狙えると考えます。

そのように考えるのは、北海道の他市町村で行われているまちおこしイルミネーションの実例があるからです。例えば北見市の小公園、大空町の女満別湖畔、広尾町の大丸山森林公園など多数挙げられます。イルミネーションをされている市町村では、人の流れを呼び、訪れる観光客や住民にイルミネーションの輝きで癒やしをもたらせている現状があります。そこで、町長へお聞きします。実際にチューリップ公園でイルミネーションを実施するお考えはおありでしょうか。また、今後秋冬時期にチューリップ公園の活用を具体的に何か考えられているでしょうか。

この２項目についてご回答お願いいたします。

○議　　長　町長。

○町　　長　大野議員１点目の町営住宅並びに教員住宅の有効活用についての質問にお答えいたします。

第１次産業に従事される方々の繁忙期の住居ニーズについては、本町における農業や漁業などの第１次産業は地域の発展を支える重要な基幹産業であり、その担い手の確保と支援は重要な施策であります。繁忙期においては、遠方からの労働者の住居の確保が現場の課題となっており、公営住宅を柔軟に活用することでそのニーズに応えることが可能と考えます。公営住宅の入居要件には所得制限が設けられておりますが、みなし特定公共賃貸住宅制度を活用することで所得制限を超える方々も入居することが可能となります。また、単身での入居希望につきましては、単身で入居できる住宅規模は延べ面積60平方メートル以下のものとする規定がございますが、繁忙期における第１次産業従事者への支援となることから、必要に応じ制度の範囲内で要件を緩和しながら、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

一方、教員住宅については、空き家が数軒ございますが、年度途中での期限付教諭の採用や人事異動による教員の入替えがあることから、ある程度空き住宅を確保する必要がありますので、現在のところ教員住宅を一般の方々にお貸しすることはできませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、２点目のチューリップ公園の秋冬時期の活用についてのご質問にお答えいたします。本町の秋冬の観光につきましては、主に流氷などの自然資源に頼っていますが、新しい観光資源をつくることは重要な課題だと認識しております。議員ご質問のイルミネーションの設置案につきましては、来町者の増加や中心市街地のにぎわい創出といった観光振興に寄与し、本町の魅力をさらに向上させる可能性のあるご提案であると認識しております。ただし、秋の公園利用に関しましては、チューリップ球根の植付け作業が行われるなど公園の維持管理において重要な作業が集中する時期であり、この期間中に公園内を広く活用したイルミネーションを設置することは難しいと考えております。さらに、冬期間におけるチューリップ公園の利用に関しては、球根保護や安全確保といった制約があることから、イルミネーションの具体的な設置方法や演出については慎重に検討しなければなりません。公園内での装飾につきましては、風車への装飾をはじめ公園施設や景観を生かした魅力あるデザインを探し求めることで、冬期間の新たな観光拠点としての可能性を模索していきたいと考えております。

しかしながら、イルミネーションの設置による町のイメージアップや多くの来園者による経済効果は期待される反面、多額の設置費用が見込まれるため、事業の費用対効果を慎重に検討する必要があると考えております。参考として、当公園では過去チューリップフェア期間中に風車のライトアップや風車をかたどるイルミネーション装飾を実施したことがありますが、国道から眺めることが可能であり、期待した来園者の集客効果は得られず、ライトアップのみを継

続したところであります。このような経過を踏まえ、イルミネーション設置については設置場所や演出方法に関する課題を十分に考慮する必要があると考えております。

今後につきましては、議員のご提案や過去の事例を参考にしながら、湧別町観光協会をはじめとする関係団体との連携を図り、実現の可能性や運営の仕組みを検討してまいります。また、チューリップ公園に限らず、他の候補地での設置の可能性についても視野に入れ、来町者や町民の皆様にとって魅力的な秋冬の観光資源となるかをいろいろな視点からしっかりと検討してまいります。

以上、大野議員へのご回答とさせていただきます。

○議　　長　３番、大野君。

○３　　番　再質問をさせていただきます。

まず、１項目めの町営住宅並びに教員住宅の有効活用についてなのですけれども、制度の範囲内で要件を緩和し、柔軟に対応していただけるということなのですけれども、その範囲内でできる緩和した要件というのはどのようなことになりますか。もしこういったことが第１次産業を営む方々にこういう要件でお貸しすることができますよというふうになった場合に、きちっと皆さんが把握できるように広く伝えていただきたいのですけれども、その方法としてどのようなことを考えていただけますでしょうか。お願いします。

○議　　長　町長。

○町　　長　大野議員の質問に、住宅関係、お答えしたいと思います。

まず、公営住宅の入居基準なのですが、３つあるのですが、大きく分けて２つになるのです。公営住宅がまずメインでして、公営住宅というのは月額所得が15万8,000円以下です。同居する親族がいる、税金が滞納がないということです。単身が入居できる場合は、面積が60平方メートル以下というのが一つの基準になっております。それで、もう一つ、特定公共賃貸住宅というのがあるのです。これは、月額所得が先ほど申し上げました金額より上の方です。そういった方が単身向けとして申込時に満35歳未満で48万7,000円以下という基準にして２つの大きな区分がございます。先ほど私が申し上げましたみなしの、みなし特公賃というのです。それが本来であれば、一番最初に言った公営住宅は所得が低い方なのですけれども、これは特例として先ほど一番最初に言った住宅に入れますよということなのです。特例措置でございます。ですから、こういった制度をうまく利用して、先ほど申し上げました農業者、それから漁業者ですか、そういった方に特例として空いている住宅があればできるだけ措置を緩和して入居させてあげたいというふうに考えております。

実態としては、公営住宅は今空き家が110戸、それから特定公共賃貸住宅は12戸ございます。しかし、政策空き家というのがあるのです。この住宅は将来に

向けて壊すので、空きにしておくという住宅が45戸ございます。それで、空き家は実質77戸です。そのうちみなし特公賃住宅の実績が12件でございます。そのうち夫婦世帯が２件、単身が10件という実態になっておりますので、空き家はまだこのように実態がありますので、私としては有効に制度を利用して活用させていきたいというふうに考えております。

○議　　長　３番、大野君。

○３　　番　柔軟な対応ありがとうございます。

今後そういったことを皆さんにお伝えするのにどのような方法を考えられますか。

○議　　長　町長。

○町　　長　どういうふうに伝えたらいいかということですが、まずホームページにこれは載せてございます。それと、大野議員先ほどおっしゃいましたみなし特公賃に関連するのですが、ヤフーで検索して、みなし特公賃というふうに検索しましたら２番目に湧別町のみなし特公賃の実態が出てきます。ですから、これはある程度の方が既に知っていらっしゃる方がいるかなと思いますが、これからもホームページ等を通じて周知してまいりたいと考えております。

○議　　長　３番、大野君。

○３　　番　ありがとうございます。

かわらばんなどでも情報提供いただけましたら、多くの方々に周知していただけるのかなと思いますので、そちらのほうもよろしくお願いいたします。

○議　　長　町長。

○町　　長　お答えしたいと思います。

ホームページに載せているのですから、かわらばんに載せても何も問題はないと思っておりますので、周知してまいりたいと思います。

○議　　長　３番、大野君。

○３　　番　そして、２つ目の項目の質問に移らせていただきたいと思います。

こちらチューリップ公園を使ってということで私のほうでお話しさせていただきましたが、いろいろ事情があり、秋冬時期に使うことができないということに納得させていただきました。ですが、湧別町の土地というのは広いですので、どこかきちっと検討した上で、やっぱり場所が決まらないと予算的なものとか規模とかどのようなものをするのかというのは検討できないと思うのです。ですから、まず先にどのような場所で行うかというのを考えていただくのが必要かなということと、あと今の時代ＬＥＤを使うと長く使うことができますし、費用も抑えることができます。ほかの他市町村でもそういったＬＥＤを使って行っているところも多いなというふうに私は感じております。ですから、他市町村でどのようなことをしていて、どれぐらいの予算内でどれぐらいの規

模でということをやはり考えるのは必要かなというふうに私のほうでも考えております。

町長のおっしゃられていた外から眺められるだけで、来客の収容がちょっと多くなかったというようなお話なのですけれども、私的には体感型、例えばトンネルをくぐって楽しんでいただくとか、何か触ったり、体験しながらできるコーナーというのもつくったほうがいいのではないかなというふうに考えています。それは、いろいろなほかの市町村でもやられているところがあるので、そういったものをまず研究して、今すぐにできないにしても何年後か先に実施できるということを心より願っておりますので、どうぞそちらのほうもご検討いただきたいと思います。

以上です。

○議　　長　町長。

○町　　長　大野議員のチューリップ公園のイルミネーションの関係なのですが、まずコストの関係からお話しさせていただきたいと思います。これは北見市の事例なのですが、私直接行ったわけではないのですが、北見市のこれはホームページなのでしょうか、きたみホワイトイルミネーションという実態があります。北見市の場合は９万球のイルミネーションです。広尾のサンタランドは、約15万球というふうになっております。そういう実態がございます。それで、コストが、概算費用でございますが、仮に10万球のイルミネーションにすると2,114万というコストがかかります。５万球でしたら1,255万円という予算ですので、結構な金額になろうかというふうに思っております。

それで、従来私が担当した頃もイルミネーションなり、ライトアップをやったことがありますが、冬にそれをやると駐車場も除雪をしなければならない、そのほかにいろんなこと制約があるものですから、これもなかなか難しいなということで、うちのチューリップ公園は、チューリップフェアのときもそうなのですが、チューリップ公園に寄らないでゆっくり車で走ってチューリップ公園を眺めていく方もいらっしゃいます。また、危険なのですが、そこに止めて、そして写真を撮る方もおりますから、私としてはできるだけ来られた方は中に入ってもらいたいのですけれども、そういう構造になっておりますので、これから検討してまいりたいと考えておりますが、従来やったときにはそんな実態があって、これはやってもあまり経済効果がならないなということは私としては実感してございます。先ほど言ったトンネルでやるだとか、いろんな方法がありますが、これからどういった方法で秋冬の集客を図るか、これはチューリップ公園だけでなくて、町全域にわたってどこがふさわしいのかというふうに考えてまいりたいと思っております。

現在商工女性部ですか、女性部がＴＯＭでイルミネーションやっております。

あれも皆さん喜ばれておりますので、女性部と青年部とやられているのですね。これからもこういったことを継続してやるのか、もう少し拡張するのか、そこら辺も十分お話ししたいというふうに考えておりますので、これからも皆さんの意見を聞いて、秋冬の観光をどういうふうに進めていったらいいか検討してまいりたいと考えております。

○議　　長　昼食のため午後１時まで休憩します。

休　憩　宣　告（１１：５９）

再　開　宣　告（１３：００）

○議　　長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

３番、大野君。

○３　　番　先ほどのチューリップ公園の秋冬時期の活用についてのところからの質問とさせていただきます。

ご回答いただいて、これは私の主観かもしれないのですけれども、費用のことなどをお聞きしていると、やっぱりちょっと高額だなって私自身も思うのですけれども、何か費用を抑えるやり方をいろいろなところを研究して考えるとか、そういうことをされたほうがいい、それから考えられたほうがいいのかなというふうに個人的には思っています。お話を伺っていると何となく、主観ではあるかもしれないのですけれども、否定的にちょっと私感じてしまって、何事も行うというのには初め否定される方多いかと思うのですけれども、やはり将来的な展望とかやっていけるのかとか、そういったものをいろいろなところから話を聞いたり、研究というか、勉強をして、今後の前向きなものとして捉えていただきたいなというふうに私は思っています。個人的にイルミネーションというお話しさせていただいているのですけれども、町長自身としては何か秋冬時期とか、そういったもの、日本全国というかに湧別町を発信していくよといったものがこういうものがあったらいいなという展望というか、考えというか、そういうのはお持ちなのでしょうか。

○議　　長　町長。

○町　　長　大野議員の質問にお答えしたいと思いますが、私は質問に対して、否定的に聞こえるかもしれませんが、過去にこういうことがあったし、それからコストが先ほど2,100万と言いましたが、さらにランニング含めると3,000万規模になります。ですから、そういったことを考えると規模を縮小する、あるいはやり方を変える、そういったことでチューリップ公園の魅力度アップにつながるかなと思っております。例えば冬の間ライトアップをして、特にクリスマス時期ライトアップして、ある程度の形のところにイルミネーションにするだとか、規模を縮小して、そういうすることによって沿道の人方がライトマッ

プすることによって美意識が高まるというふうに考えておりますので、やり方はいろいろあろうかと思います。過去にやったから、それは駄目だというふうに私は思ってございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

そのほかにも町内でそういうイルミネーションはやっていること、あるいは拡大できるか、先ほどもＴＯＭ周辺のことを触れましたけれども、そういったことも総合的に含めてイルミネーション、あるいはライトアップによる魅力度アップ、そういったものを検討してまいりたいと考えております。

○議　　長　３番、大野君。

○３　　番　前向きな回答、今後前向きにというふうに感じましたので、ありがとうございます。

私もやはり湧別町の町民として、「ユウベツチョウ」って呼ばれないことが多いのです。「ワクベツチョウ」とか。やっぱりそういうふうに言われたときは残念だなと思いますし、チューリップ公園がフェアが人気だったとしても、まだまだ湧別町って日本の皆さんに知られるところではないのだなという感じで思っていまして、やはり湧別町を日本全国民の皆様に知っていただくのには秋冬時期も活用して、せっかく広い土地が多くありますので、そういったところを活用しながら湧別町を発信していって、皆さんに知っていただくというのはこの町にとってもとても大切なことと考えておりますので、今ご回答していただいたように前向きに捉えて、いろいろと私もこれから勉強していきたいなと思いますので、どういったことでできるのかな、できるとしたらどれぐらいの規模か、そういったものも踏まえながら考えていきたいと思いますので、今後ともどうぞそちらのご検討よろしくお願いいたします。

以上です。質問はありません。

○議　　長　３番、大野君の質問が終わりました。

次に、４番、竹林君。

○４　　番　私からは、２項目についてご質問をさせていただきたいと思います。

まず、１項目め、商業振興と若者の町内就業の促進についてお伺いいたします。こちらについては２点ご質問点がございます。町のにぎわいを再生するためには、観光や１次産業に加え、３次産業である商業、サービス業の振興が不可欠であると考えております。現在町には起業時の設備投資や事業所の改装、新築に対する助成制度はございますけれども、いずれも一定規模以上の投資を前提といたしまして、補助率もおおむね２分の１程度となっております。一方、近年の新規ビジネスは、最初から大きな店舗や設備投資を行うのではなく、副業的、試験的に小さく始め、需要を確認しながら少しずつ成長していくいわゆるスモールスタート型が増えてきてまいります。この現実を踏まえると、対象

が起業時に限られることや対象の事業費が比較的大きいことから、現行制度はチャレンジ段階の事業者や起業後に事業を少しだけ広げたい事業者にとって必ずしも使いやすいものではないのではないかと考えております。そこで、大規模な設備投資への助成だけではなく、起業前後のテスト販売、イベント出店、ＥＣ販売への挑戦や店舗の小規模改善、広告宣伝、商品開発、デジタル化などなど小さな事業や試験的なチャレンジに対し、少額でも補助率の高い町独自の支援制度を設ける考えはないか、町長の見解をお伺いしたいと思います。

もう一点でございます。若者の地元定着という観点からもお伺いさせていただきたいと思います。高校卒業後、地元に仕事がない、あるいは地元にどのような事業所や仕事があるのか分からないまま進学や就学を機に町外に流出しているケースも多いのではないかと考えられます。町内にも様々な事業所や仕事があるにもかかわらず、高校生がそれを知る機会は十分とは言えないのではないでしょうかと感じています。そこで、町内事業者でのインターンシップや職場体験、アルバイト機会の創出を促進するために高校生や新卒者を正規雇用、またはアルバイトとして受け入れる事業者に対し、町が一定の助成を行う制度を検討してはどうかと考えております。現在は人を雇用していない小規模事業者であっても、採用に対する初期負担が軽減されれば事業拡大や雇用創出に踏み出すやすくなる、また高校生にとっても町内で働く経験を通して地元企業を知る機会となり、将来的な地元就職やＵターンにつながる可能性があると考えます。町内事業者の人材確保、若者の地元定着、商業の活性化、一体的に進める観点から、町内インターンや若者雇用への支援制度を設ける考えがあるのか、町長の見解をお伺いしたいと思います。

２項目めです。町民と町長の意見交流についてでございます。現場主義を掲げる町長でいらっしゃいますが、今現在なかなか町長がつかまらないという声が聞こえてまいります。１年目でいらっしゃいまして多忙であるとは思いますけれども、もう少し町長と話すハードルが下がるとよいと感じており、例えば平日日中は仕事のため時間が取れない、またはアポイントメントを取って、段取りを整えてとなると構えてしまって思うように話せない、そんな方々のために、飲食店を間借りしての町長バーなどを定期的に開催するのはいかがでしょうか。町民の意見を聞く場としても、町長のこれからのビジョン、粗削りのものでも構わないと思います、ざっくばらんに伝える場として活用ができると考えます。町長の意見をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議　　長　町長。

○町　　長　それでは、竹林議員の質問にお答えしたいと思います。

１項目めの商業振興と若者の町内就業の促進については２項目ございます

し、２番目の町民、町長の意見交換は町長バーなどのハードルを下げたそういう話合いの場ということの想定でお答えしたいと思います。

まず、１点目の商業振興と若者の町内就業促進についてのご質問にお答えいたします。質問にございました商業振興についてでありますが、現行の補助制度、湧別町商工業活性化事業補助金につきましては、本年４月より運用を開始しております。この補助金は、湧別町商工会からの強い要望を受けて、時限により廃止となった商工業振興に要する補助金の事業内容を見直し、拡充することでより多くの事業者の方々にご利用いただきやすい内容としたものであります。本補助金の創設は、本町における商工業者の起業や事業拡大、人手不足の解消を図り、もって魅力ある地域づくりと商工業の活性化を推進することを目的としております。

ご質問の中で現行制度が一定規模以上の投資を前提とし、おおむね２分の１程度となっている、対象を起業時に限られるとのご指摘がありましたが、この点につきましては本補助金の対象事業は新たに事業を開始する方を支援する起業支援事業に加え、既に事業を営んでいらっしゃる方が事業を拡大する際の設備投資や事業所の新築、改装等に活用できる事業所等整備促進事業、さらには事業承継奨励事業と多岐にわたり支援の対象としております。これにより起業時のみならず、既存事業者の皆様の多様なニーズにも対応し、町の商工業全体が活性化することを目指しております。具体的には店舗の新築や改築、設備、備品等の購入において補助率は最大２分の１を適用しており、町内事業者の負担軽減を図る支援内容となっております。

一方で補助対象となる経費は、取得価格が一定額、10万円または50万円を超えるものや事業所の新築、改装等に限定されており、ご指摘いただいたテスト販売、イベント出店、ＥＣ販売、小規模改善、広告宣伝などの比較的少額で試験的取組に対しては、現在の制度では対応が難しい状況にございます。近年増加している副業的あるいは試験的に小さく始め、需要を確認しながら成長していくスモールスタート型の新規ビジネスが事業者のリスク低減につながるというご意見は全くそのとおりであると認識しております。しかしながら、本補助金は、起業や事業拡大といったある程度のまとまった投資を伴う事業を後押しすることで、事業の安定的な継続と地域経済への波及効果を期待するものであります。ご提案いただきました少額でも補助率の高い町独自の支援制度につきましては、町内の商工業を活性化させるために様々な事業形態に対応することが重要であると私も考えております。これからも湧別町商工会などの関係機関と協力しながら、町内の商工業者の皆様の多様なニーズや変化する事業環境をしっかり見極め、効果的な商工業支援の方法を検討してまいります。

次に、若者の町内就業支援についてでありますが、高校卒業後の若者が町外

に流出する問題や地元の仕事を知る機会の不足は、重要な課題であると認識しております。若者の地元定着は、町の活力を維持し、持続可能なまちづくりを進める上でも不可欠でありますことから、高校生が地元企業を知り、将来の進路選択に役立てるための様々な取組を町と町内の関連団体で組織する産業間ネットワークが主体となり、開催しております。具体的には湧別高校生向けの地元企業説明会を開催し、高校生が地元企業の魅力を知り、進路選択に役立てる機会を提供しております。さらに、将来のキャリアを考える機会として、中高一貫教育事業の一環として、町内義務教育学校と湧別高校が職場体験を行うことで町内産業の具体的な姿を知り、就職の参考となる実践的な学びの場を提供しております。

議員のご提案する高校生や新卒者を雇用する事業所に対し、町が一定の助成を行う制度につきましては、その趣旨は理解できるものではございますが、新たな助成制度の導入は困難であると考えております。その理由といたしましては、企業の責任の下で人材育成を行い、雇用環境を整えることが本来のあるべき姿であり、助成制度という形で町が直接的な支援を行うことは制度としてなじまないと考えております。今後も引き続き若い人たちが地元で就職し、町に根づいていけるよう地元の企業や学校、商工会などとしっかり連携して、様々な形でサポートを進めてまいります。

次に、2点目の町民と町長の意見交流についてのご質問にお答えいたします。町民の意見を聞く場としては、平日日中の仕事時間帯は時間が取れないし、アポイントを事前に取るなどの段取りが必要だと町民が構えてしまうので、飲食店を間借りして町長バーを開催してはどうか、私のビジョンをざっくばらんに伝える場としても活用することができないかとの提案でございます。3月議会定例会において竹林議員からのパブリックコメントについての一般質問に対し、広聴機会としては町長とのふれあいトーク、町長いつでもカフェ、町長への手紙など多様な広聴機会を提供しておりますので、広聴の手法を増やすのではなく、今ある制度を充実させていきたいと答弁しております。議員ご承知のとおり、町長とのふれあいトークや町長いつでもカフェは、日時や場所を主催者である町民の皆様が自由に決めていただくことになっておりますので、土日や夜に開催したい、飲食店で開催したいなどのご希望にも沿える制度となっております。しかし、あらかじめ事前予約が必要である制度でもあり、利用実態も少ない状況でありますので、少しでも町民参加のハードルを下げる必要性も感じております。竹林議員がイメージする町長バーとは異なるかもしれませんが、事前予約なしで町長室にお越しいただけるような、仮称ではありますが、町長室の夜間開放日をまず不定期ではありますが、試験的に設け、利用状況を見ながら本格運用を検討していきたいと考えております。また、町内で行われ

る各種団体などの会合や懇親会へもできる限り出席させていただきたいと考えておりますので、その際はお声をかけていただければ、まちづくりについての様々な意見交換ができるものと考えてございます。

以上、竹林議員へのご回答とさせていただきます。

○議　　長　４番、竹林君。

○４　　番　全体的に前向きなご答弁頂戴いたしまして、ありがとうございます。

では、再質問をさせていただきます。まずは、１項目めの１点目についてでございます。こちらもご答弁の中でこれから多様なニーズなどに応えていくために、臨機応変に対応していただけるというふうなご答弁でございましたけれども、実際に私がこの町で起業するに当たって、一番初め実は何の補助も受けずに開業しております。先ほど申し上げたとおり、基本的には何が事業所を建てるですとか借りるですとか、やはり100万円単位の事業費がかかるものに対しての助成が多かったことと起業時に限られてしまうというところがちょっと使いづらかったというところから、こういったところのご提案とご質問をさせていただきました。今後ぜひここの第１点目についてご検討をいただくときは、今の時代に沿ったものといたしまして１点、ＡＩなのですけれども、今世の中何でもＡＩ便利だよね、ＡＩ便利だよねというふうになっているのですが、実際にではどうやって使うのというと、なかなか１歩目が踏み出せない状況だとは思います。ＡＩというのは、インターネットって何となく使うのにお金ってかからないよねというようなイメージ持たれている方も多いと思うのですけれども、事業ですとか仕事を任せようとするような使い方をするときには、必ず月額利用料というものがかかってまいります。そして、無料のまま使おうとすると、自分がこれから行っていく事業の相談などがＡＩによって学習されてしまうというリスクもあります。多くの場合、有料プランに変えることでこちらを学習されないように設定できるようにというふうな形もあります。

また、ＡＩに相談する場合、会話をする場合でございますけれども、１単位トークンということを使うのですけれども、このトークンの回数によって金額が変わってくることがございまして、実は3,000円から、時には数万円といった様々なプランがあります。今現在町が行っている補助といたしまして、不動産の賃貸をするときに起業する場合に当たっては数年間のうち上限を５万円でしたか、を補助するという補助があったかと思うのですけれども、これからのスモールビジネスとしては、自宅を使って、パソコンなどでネット環境を使ってビジネスを開業する方も多くいらっしゃると思います。そういった方々は、事務所などを構える必要がなくなりますので、こういった方々を支援するためには家賃の代わりにこういったＡＩに関する月額課金など、そういったものも事

業対象にしたらよいのかなということも考えておりますけれども、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議　　長　町長。

○町　　長　竹林議員の再質問にお答えいたしますが、まず最初に商工業活性化事業補助金交付要綱というものが今年４月から制定されまして、多岐にわたっております。まだ４月からですので、浸透していないのではないかなというふうに思っております。そのほかにもスタートアップ事業ですとか、あるいはふるさと納税に関わる補助制度、多岐にわたって事業が展開されております。ですから、私どもは、こういった有利な補助制度があるので、ぜひ使っていただきたいということで、商工会も私どもを通じて皆様に周知をしているところでございます。

それで、先ほどのＡＩの活用、月額例えば3,000円から数万円かかる、そういった場合には事務所も要らないよというお話でしたが、これは今の商工会の補助要綱を見ますと、そういったものがこの中には入ってはいない状況です。それで、今後に向けて商工会とも十分協議しながら、そういった方もいらっしゃるというようなお話も聞いておりますということとどれだけ実態があるのか、そこら辺をよく調べながら、今後商工会と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○議　　長　４番、竹林君。

○４　　番　今後考えていただけるということで、ありがとうございます。実際に今町内で新しく起業しようとされている方、または起業して日が浅いのですが、そういったＡＩをメインに働かれようとしている方がいらっしゃいますので、ぜひぜひそういったところ前向きに検討していただけたらと思います。

また、このＡＩ事業に限らないのですけれども、割合の問題です。補助金、大体２分の１、スタートアップに関しましては物事によっては４分の３という大きな補助もあるのですけれども、実はこれ他市町村も似たような助成というのは行っております。これから人口減少していく中、人口減少していく中でどのように町を運営していくかということも大切だとは思うのですけれども、やはり人口を増やす、流入を増やすといった活動は同時に進めていかないといけないと思います。そういったときに、横に倣えの補助金では湧別町を選んでいただけないと思います。ここは当町40億円以上の財政調整基金がございます。同じ人口規模のところでは道内トップでございまして、２位に対して倍以上のこういった財政調整基金ございます。有名なニセコ町でございますけれども、こちらは財調10億切ってございます。そういった湧別町というものは今チャレンジする余裕がある状態でございますので、ぜひぜひ４分の３と言わず、もっともっと大きな、極端に言えば10分の９でもいいかと思います。そういった思

い切った政策を今なら取れますので、そういったことも併せて、横に倣えではない、他町村ではできない、湧別町にしかできない施策、こういったものって町長はチャレンジするお気持ちございますでしょうか。お聞かせください。

○議　　長　町長。

○町　　長　竹林議員の貴重なご意見、大変ありがとうございます。

私も横並びが必ずしもいいとは思っておりません。財源の関係で触れましたけれども、当町はそれなりの基金を持っているということも事実でございます。また、人口を増やすこれからの制度、そういったものも十分進めていかなければならない課題だと思っております。また、思い切った制度も入れなければならないというふうに思っております。現在いろいろな制度がありますが、最大規模が４分の３です。ですから、それ以上、例えば５分の４ですとか、先ほど言いました10分の９、そういったことにのっかれないのかということでございますが、これは本町の補助制度は商工業ばかりではありません。先ほど触れた福祉制度もございます。多岐にわたっております。そこら辺の状況を勘案しながら、どの率が本町にとってふさわしいのか、それは十分検討しながら、前向きに進めてまいりたいと思っております。

○議　　長　４番、竹林君。

○４　　番　ご答弁ありがとうございます。

おっしゃるとおり、商工業だけが町の産業ではありません。むしろ１次産業が土台でございますので、当然そちらからお金を持ってこいなんて真っ平思っておりませんので。ただ、私今回話題に上げたのが小規模な額のものでございますので、今だと1,600万の事務所をつくると半分の上限800万円まで補助できるよというような制度ございますので、その場合町から出ていくお金は１つの事業者に対して800万でございます。では、50万円のものに対して５分の４、そうしたらこれ40万円でございますので、規模としては、町から出ていく規模としては許容できる範囲かなと思いますので、そういったような感じで、割合は高いけれども、町にはなかなかダメージにはなりにくい、でも開業する方にとっては額としては大きい。１人の方が40万円補助してもらうというと、これ大きい話ですから、といったような形で起業する個人などに対しての金額規模というようなイメージを持った上でご検討いただけたらと思います。

次に、１番目の２点目でございます。雇用を促進するために、新卒者や高校生などをアルバイトとして雇用する場合には補助を行う制度はいかがでしょうかといった、これは一つの案でございますので、私も決してこれがそのまま受け入れてほしいなんて、そんなことは考えておりません。ただ、こちらがなかなか難しいというふうにお答えいただいた中で、そもそも企業の責任の下で人材育成を行い、雇用環境を整えることが本来のあるべき姿であるよというお答

えだったのですけれども、こちら言ってしまうと全ての助成金が本来その起業する、営利団体でございますから、個人事業主も有限会社も株式会社も。なので、それぞれの責任において企業にお金を使い、そして投資を行うというものは当然これは民間のことでございます。しかし、それに対して我々町というものは今現在様々な、今おっしゃいましたとおり、様々な多角的な助成を既に行っているのです。でしたら、その中に雇用に対する助成があってもこれは矛盾しないのではないかなと思うのです。実は、機械に対して助成するということは、今現在日本で多く行われております省人化、人を省くと申しますけれども、これは人口が減っていく中で働いてくれる人を確保できない、そのために事業がちっちゃくなっていってしまう、もしくは廃業してしまうという方を助けるために、機械を導入することによってそれを補おうといったところに補助が多く使われております。では、その代わりに人を雇うのにもお金を補助するというのは決して矛盾しないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議　　長　町長。

○町　　長　竹林議員の例えば新入社員がきちんと育つまで、一人前になるための間、その間の人件費相当分を町が補助できないかという趣旨だと思いますが、人件費相当分を町が補助するというのは、これは私なかなか難しい課題ではないかなと思っております。省人化にも触れられましたけれども、私はそういう方法もないわけではないのですけれども、例えば現行制度の中で従業員の資格取得費用を支援していますという制度ご存じだと思いますが、これについても多岐にわたって補助をしてございます。例えば建設業界のクレーン、フォークリフトの資格取得に補助する。あるいは、福祉関係の介護の資格を取るときの助成もしております。こういったことを充実するのが町にとってはふさわしいのかなというふうに思っております。人件費相当分を補助するのでなく、こういったものを拡充しながら、職員の環境、あるいは資格を取りやすいような環境にしていくのが私が望ましいと思っておりますので、どうかご理解をいただきたいと思います。

○議　　長　４番、竹林君。

○４　　番　おっしゃるとおりでございまして、今町では町長がおっしゃったような今雇用されている方々のスキルアップですとか、様々な多角的な補助ございまして、我が町の商工会会員の方々も大変ありがたく利用させていただいておるところなのですけれども、今おっしゃったところは今現在人を雇用しているところに対してその雇用を維持する、またはそのスキルアップをするというところを主眼とした助成でございます。これから町を大きくしていく、もしくは起業を助けるといった範囲の中で何が大変なのか。今商工会、道もしくは国の中で、特産品などをつくるために年間５回ほど札幌に行って専門家の方と

共に商品をつくり、それをバイヤーの方に紹介する、ここまで伴走してくれる支援が実際ございます。すばらしい支援なのですけれども、でもここ数年私が商工会青年部長になってから一つも町からは出ていないのです。どうしてかと申しますと、そういったところに行かれる方は食品加工もしくは飲食店の方々が多いのですけれども、ご自身が１人で起業して、個人事業主でやっていらっしゃいます。自分がいないとお店回らないのです。そうすると、商品開発したくてもそこに行けないのです、お休みできなくて。１なのです、マンパワーが。今例えば５人雇っていらっしゃるところで１人欠ける、１人増やす、これはできると思います。１人でやっていらっしゃるお店がもう一人増やす、これはそこのお店のパワーが２つになるという意味なのです。２倍になるということなのです。５人のところを雇っている方にしてみたら、事業規模10人雇ったというところに変わる大きな違いがそこにはあるのです。そういった観点を持ちますと、１人いればその事業主の方は２倍の仕事以上のものが今後展開できる。しかし、その方を一番初め雇ってから、その方を自分の代わり、代わりまではいかなくても補佐的な仕事を任されるまでの間どうしてもタイムラグが生じてしまうのです。決して全額を補助しろということは私も申しません。一部補助できますよといったときに、もしかしたらこの商品開発のもの僕出席できるようになるかな、ちょっと雇ってみようかな、チャレンジしてみようかな、そういったきっかけになる、そういった補助金になると思われます。金額規模を申しましても、この辺りはどんどん検討していただいて、実際のその助成を回すときにどういったかせをして無駄に使われないようにするかというのはぜひぜひ検討いただきたいのですけれども、今すぐこの制度をやってくれとは申しませんが、そういったちょっと一つの見方というものをお持ちいただくようなことはいかがでしょうか。

○議　　長　町長。

○町　　長　お答えしたいと思います。

その雇用の負担を全額ではなくて一部どうか、できないかというご質問ですが、それについてはこれまで人件費を町が商工会なり負担するという実績はないのですが、将来に向けてこういったものができたら雇用が増える、あるいは１人で働いていた方がもう一人雇って充実ができるというふうになれば、これまた商工業の発展につながると思いますが、これはよくよくこれから検討してまいりたいと思っております。

また、毎年行われているのでしょうか、商工会が創業、事業者継承の個別相談会というのを設けております、ご存じだと思いますが。こういったものを年に２回予定しておりますので、こういったものに参加して、どんどん自分の事業を拡張していく、または拡充していく、そういった機会になるようどんどん

こういった相談会に行って、事業を拡大していっていただきたいと私は思っておりますので、どうかご理解をいただきたいと思います。

○議　　長　４番、竹林君。

○４　　番　前向きなご答弁ありがとうございます。

難しいとか考えられないというところが初めご答弁いただいたところから今は、慎重にではございますけれども、検討いただけるというご答弁のご理解をさせていただきました。今の段階では、この検討するというところがいただけただけで十分でございますので、次の項目に移らせていただきます。

第２項目めでございます。町長バーのお話でございます。こちらも私は町長バーというふうにご提案といいますか、ご質問させていただいたのですけれども、今おっしゃっていただいたとおりのご答弁、夜間に不定期ではありますけれども、お時間を取っていただけるというところのご答弁でしたので、大変ありがたいなというふうに思っております。ぜひぜひそういったものが使われていくようになったらなと思っております。

私が議員になってから毎回毎回町長のふれあい、町長と接する機会がないというのを毎度毎度申し上げておりますので、どれだけ町長とふれあいたいのだというふうに皆さん思っていらっしゃるとは思うのですけれども、実際問題町民の方々が政治といいますと大きいのですけれども、町内でこういうことが起きているよと、実は町ってこんなにたくさん手厚い支援があるのだよということをご存じない方も多々いらっしゃいまして、町長が選挙のときにおっしゃったとおりでございます。年間に一体何回役場に行きますかというお言葉ございました。大変こちらは恐らく残念なことでございます。ぜひぜひこういった町長のふれあいというものを前向きにどんどん進めていっていただいて、役場というものがすごく身近なものであるというふうに町民の方に認識していただけるように、これから我々議員も、そして職員の皆さんも、そして町長におかれましてもなっていただきたいと思いますけれども、町長の所感を伺いたいと思います。

○議　　長　町長。

○町　　長　竹林議員のおっしゃるとおりだと思います。私もこの町長バーというものを聞いたときに、そういうことをやっているところがあるのだというふうに認識いたしましたが、特定の民間のそういうバーというか、飲食店を利用して私どもが主催して開催するということは、ちょっとなじまないのではないかなと思っております。ある方が、団体がここのスナックを借りて、町長と懇談をしたいといったときに私が出向くことはいいのですが、私がそこを独占してやるというのにはいろいろ制約があるので、そこら辺はご理解をいただきたいと思います。

この機会に、町長室開放、夜間開放ということを機にぜひ多くの方が町長室にお越しになって、どんな話でも結構ですので、懇談を深めてまいりたいと思っておりますので、これをどういうふうにやるかは今後検討材料ですので、これまた皆さんの意見を聞きながら、どういった手法が町長室の開放になるのか含めて考えてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○議　　長　４番、竹林君。

○４　　番　大変お忙しい中、こういったご答弁頂戴いたしましてうれしい限りでございます。本当に忙しいこと私どもも存じておりますので、ぜひお体にはお気をつけながらも、それでも夜間やっていただける、大変うれしく思います。

一般質問でございます。最後に質問としての形で終わらなければなりませんので、私どものこういったご意見取っていただけましたということで、私がありがたいと思っていることに対して所感をお願いいたしますというところで終わらせていただきます。

○議　　長　町長。

○町　　長　大変ありがとうございます。

先ほどの商工業の関連、そして町長の懇談、町長バー含めまして町長との懇談をしたいという方がいらっしゃるということの前提だと思いますので、そういう方々はぜひ町長室にお越しいただいて、お茶でも飲みながら懇談を深めてまいりたいと思いますので、皆様もそういう人がいらっしゃるのでしたら、ぜひとも町長室に直接行ってお茶でも飲んでくださいというふうに伝えていただきたいですし、私も１階に下りたときは、どうですか、お茶でも飲みに来ませんかというふうに気軽に声をかけておりますので、私がいる間はぜひとも町長室に来ていただいて、懇談を深めてまいりたいと思いますので、どうぞ皆様もぜひいらっしゃって、懇談を深めていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議　　長　以上をもって一般質問を終了します。

日程第７、議案第１号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長　議案第１号　湧別町旧学校校舎等利活用検討委員会条例の制定について。

○議　　長　提案者の説明を求めます。

総務課参事。

（総務課参事提案理由説明）

○議　　長　これから質疑を行います。

５番、姉崎君。

○５　　番　今回提出されました本条例の制定についてですが、この検討委員会があくまでも町民からということに限定されているかと思います。私酪農業を従事しているため、牛舎等を建築する機会あるのですが、現場の人間だけではとてもいいものはつくれず、やはりプロの、または町外専門家の意見が重要となっております。ですので、これぜひ14名の検討委員会の中に町外、特に実際に他市町村で利活用を経験されて、なおかつ本町の狙いでもある町民に有効に活用していただけるという内容でうまく利活用されている市町村の特に本町でいうところの総務課参事のような立場の方に実際に委員会に参加していただけるような条例にしていただけないかという質問です。ご所見をお願いします。

○議　　長　総務課参事。

○総務課参事　ただいまの姉崎議員のご質問に対してお答えをさせていただきます。

町民だけではなく、プロですとか町外者の方をというふうなご質問かと思います。まず、今回設置をさせていただく検討委員会の委員さんでありますけれども、まず町内にあります４つの旧小学校の校舎等を有しております４つの自治会の代表の方、それ以外といたしましては知識、経験を有する方といたしまして町内の産業団体などそれぞれの職域等で知識、経験を有する方を六、七名程度、あとそれ以外につきましては公募委員ということで、現時点では３名程度を公募をする形で予定をしてございまして、その中には町外者の方ですとか、そういったプロの方というのは委員の構成の中には入ってはございません。

まず、プロの方の部分につきましては、実際検討委員会の委員さんの中にはそういった方については現時点では考えてはおりませんけれども、後ほど補正予算のほうでも上程をさせていただきますけれども、今回委員さんを対象とした研修会を予定をしてございます。その中にはそういったプロの方を事務局のほうで選定をさせていただきながら、またあるいは検討委員会の委員さん方からもいろいろとご意見等を伺いながら、そういった講師の方の選定をさせていただく予定としておりますので、その部分についてそういった研修会を開催をさせていただきますので、そういった部分でご理解をいただければというふうに思ってございます。

また、町外者の委員の部分につきましても、先ほどご説明をさせていただきましたけれども、本町には商工業ですとか農業関係者ですとか漁業関係者ですとか、様々な職域等で知識、経験を有する方が多数ございますので、この条例が議決をいただきましたら各町内にあります産業団体等に依頼をさせていただきまして、そういった方を検討委員会の委員さんにご推薦をしていただくよう

な形で事務のほうを取り進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議　　長　５番、姉崎君。

○５　　番　先ほど私個人的な酪農業を例えて質問させていただいたのですが、やはりその産業に従事している人間でも新しくこのように利活用というような内容を実際に講じるのはとても難しいものだと思います。検討委員自身にも報酬も支払われますことから、研修のみならず実際に中に入れられるほうがより濃密な会議を毎度全委員の集まりごとに検討できるのではないかと思います。ぜひご検討がございますようよろしくお願いいたします。

○議　　長　副町長。

○副 町 長　姉崎議員のご質問に関連してお答えさせていただきます。

今参事のほうでお答えさせていただいた内容には変わりはないのですが、議会全員協議会のときにもご説明させていただいたのですが、やはり同じレベルで知識を持った形で検討委員として活躍していただくのがいいだろうということはあるかと思います。それで、予算の中で後で出てくるのですけれども、町外の方を入れるということではなくて、町外でいわゆる先進地的なところ、そういう利活用の先進地的なところを先ほど言った産業団体だとか地区の代表者の方と一緒に同じものを見て、そしてこの検討を進めていただきたいということで考えてございますので、その点で何とかご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議　　長　９番、小形君。

○９　　番　利活用検討委員会ということで、全員協議会でも結構話が出ていたと思うのですけれども、あの中で町側が納得されたようなことがあったと思うのですけれども、それは当然利活用の中の、利活用って活用できる、できないとかっていろいろあると思うのですけれども、物が大きいだけに。それが４つもあるということなので、ただ活用するというのとまたちょっとそれに対する今後のことも考えて、ずっと置くのがいいかだとかという話もあって、いろんな話が出てくると思うのですけれども、その中で地域の人が多分入って話すと、やっぱりなかなかあるものをなくすというのは大変なことかなとかも考えますので、その利活用のほかに何か案があればそれも活用し、町としての見解がある程度、全部を利活用として使っていくのか、利用、活用できるものか、活用できないものかだとかも検討しながらやっていって、全員協議会のときに話し合われたことを頭の中に入れてやってほしいと思いますけれども、ひとつどうぞ。

○議　　長　総務課参事。

○総務課参事　ただいまの小形議員の質問にお答えをさせていただきます。

去る６月４日に開催されました議会全員協議会の中でも議員さんのほうから利活用の部分について様々なご意見をいただいているところでございます。確かに今回４つの旧小学校の利活用について検討委員会組織をさせていただいて、その中で今後の利活用について協議をしていただきますけれども、小形議員さんのほうからご意見等ありました費用対効果の部分についても各委員さんの中にもお示しをさせていただきながら、実際今後うちの町としてその４つの旧小学校をどのような形で取扱いをしていくのがいいのかという部分を検討委員会の中で事務局のほうからもいろいろな資料をお示しをさせていただきながら検討をしていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議　　長　７番、関野君。

○７　　番　全員協議会でも聞きましたけれども、旧上湧別小学校、中湧別小学校、開盛小学校、富美小学校、昨年１年間の利用実態お知らせください。

○議　　長　総務課参事。

○総務課参事　ただいまの関野議員の質問にお答えをさせていただきます。

昨年度の利用実態というふうなことでありますけれども、実を言いますと昨年につきましては学校が閉校されておりまして、これまで学校が設置をされていたときであれば、学校開放という形で当時の教頭先生のほうから教育委員会のほうに月報という形で報告をいただいておりました。そのため令和７年度につきましては、具体的な数字というものは手元にないのですけれども、ちょっと古い資料になるのですが、令和６年度以前の利用実態については私のほうで調べさせていただきましたので、その数字についてご説明をさせていただきたいと思います。

令和６年度です。上湧別小学校と中湧別小学校につきましては利用実態がございませんでした。続きまして、開盛小学校です。開盛小学校につきましては、６日間で延べ67名が利用してございます。富美小学校です。富美小学校につきましては、３日間で延べ41名が利用されておりました。

参考までに令和５年度でいきますと、上湧別小学校と中湧別小学校につきましては６年度と同様利用実態はありませんでしたが、開盛小学校につきましては11日間で延べ133名利用されてございます。同じく富美小学校につきましては、２日間で延べ40名ということで利用をされております。

なお、令和２年度から令和５年の７月までは、コロナということで学校開放自体が利用ができないというふうなことでございましたので、その間についての利用実態についてはございません。

以上でございます。

○議　　長　４番、竹林君。

○４　　番　すみません。今議題に上がっているのは、条例文の承認についての上程だと思われます。先ほどの姉崎議員のものと関連もあるのですけれども、今この条例文の中で検討委員会のこの人数以外にオブザーバーとして専門家、例えば企業誘致の専門家、検討委員会で例えば企業誘致に使えるのではないかという案が出たときとかに企業誘致の専門家みたいな方を呼ぶことを妨げるようなことはこの条例文の中にはあるのでしょうか、お聞かせください。

○議　　長　総務課参事。

○総務課参事　ただいまの竹林議員の質問にお答えをさせていただきます。

あくまでもこの条例の部分でいきますと、アドバイザーですとか、そういった方の部分を妨げるという部分については特段ございませんので、その旨回答をさせていただきます。

○議　　長　４番、竹林君。

○４　　番　では、先ほど姉崎議員が申し上げたとおりなのですが、もし検討委員会の中で何かしらの方向性ができたときに、それに関連する専門家の方を呼ぶことは、この条例が通った後も可能であるという認識でよろしいでしょうかというのが１点。

もう一点は、もしそれが可能であるのでありましたら、ぜひぜひ方向性が決まったときには町内だけではなくてそれに明るい専門家の方を交えて、より深い会議が行われるように望むのですが、いかがでしょうかの２点お答えください。

○議　　長　総務課参事。

○総務課参事　ただいまの竹林議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、１点目の専門家を呼ぶことの部分に関してでございますけれども、先ほど来からもご説明をさせていただきましたけれども、今回検討委員会の設置に当たりましては、委員さんを対象として研修会を開催をする予定としてございます。その研修会の講師につきましては、基本的にはそういった利活用を専門的にやられている方というふうなことで、まだ現時点では講師の方につきましてはこちらのほうではっきりと決めているわけではございませんけれども、そういった方をお呼びをいたしまして、委員さんを対象とした研修会を開催をして、今後の利活用に向けた検討を進めていただくためのそういった研修会を開催をさせていただく予定としてございますので、その点についてご理解をいただければというふうに思ってございます。

続きまして、２点目の方向性が決まったときには専門家を呼んで、その中身についてというふうな部分でございますけれども、そこの部分につきましても特段現時点ではこちらのほうでは考えてはございませんが、せっかく今回講師の方に依頼をしまして講演等をしていただきますので、そういった方からもい

ろいろなアドバイスをいただいたりですとか、そういったことが可能かなというふうに考えておりますので、そういった形での活用を考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思ってございます。

○議　　長　ほかに質疑ありませんか。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩します。

休　憩　宣　告（１４：０１）

再　開　宣　告（１４：１０）

○議　　長　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第８、議案第２号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長　議案第２号　令和８年度湧別町一般会計補正予算。

○議　　長　提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長提案理由説明）

○議　　長　これから質疑を行います。

６番、檜山君。

○６　　番　１点、聞き漏らしたのかもしれませんので、もう一度お聞きをしたいと思います。

議案書10ページなのですが、地方債の補正であります。一番上の過疎債、過疎のソフト事業の関係、これについては過疎なので、分かるのですが、それ以外の上湧別庁舎改修から下の部分、これらは起債の種類は何になって、その借入条件、あるいは交付税算入どのくらいあるのかお聞かせを願いたいと思います。

それと、もう一つ、利率の関係ですが、これ７％以内というふうになっているのですが、この７％はこれから年度末までに決まることだと思いますので、

これについては無理だと思うのですが、ちなみに前年度の起債の利率は現実的に何％で借りているのかお知らせ願います。

○議　　長　企画財政課長。

○企画財政課長　それでは、議案書の10ページの上湧別庁舎等改修事業から起債の種類についてご説明をさせていただきます。

上湧別庁舎等改修事業ですが、緊急防災・減災事業の緊防債というものがあります。緊急防災・減災事業、充当率100％で交付税算入が70％の起債になります。

次の橋梁整備事業ですが、一般単独事業債のうちの地方道路等整備事業というものになりまして、充当率が90％で、こちらにつきましては交付税の算入はゼロということになっております。

次に、公営住宅建設事業につきましては、公営住宅建設事業債ということで充当率が100％で、こちらも交付税の算入はゼロ％というふうになってございます。

学習用端末整備事業につきましては、デジタル活用推進事業という起債になってございます。充当率が90％で、交付税算入が50％というような起債になってございます。

次に、借入れの利率の実績なのですけれども、起債によって利率も年数によって違いますので、代表的なもので過疎対策事業債について答弁をさせていただきたいと思います。昨年度でいきますと、過疎対策事業債でいきますと、令和７年度に借り入れていますものは1.3％になってございます。去年のその時点で借りているものになりますので、今度は７年度の起債につきましてはこれから借りることになる、これからというか、先月借りたことになりますので、そちらに関しましては2.3％ということで、その前の年より１％利率は上がっているという状況になってございます。

以上であります。

○議　　長　ほかに。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第９、議案第３号を議題といたします。
事務局長をして議案の朗読をいたさせます。
局長。
○議会事務局長　議案第３号　令和８年度湧別町介護保険特別会計補正予算。
○議　　長　提案者の説明を求めます。
福祉課長。
（福祉課長提案理由説明）
○議　　長　これから質疑を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
○全　　員　　（異　議　な　し）
○議　　長　異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。
日程第10、議案第４号を議題といたします。
事務局長をして議案の朗読をいたさせます。
局長。
○議会事務局長　議案第４号　令和８年度湧別町水道事業会計補正予算。
○議　　長　提案者の説明を求めます。
水道課長。
（水道課長提案理由説明）
○議　　長　これから質疑を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
○全　　員　　（異　議　な　し）
○議　　長　異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。
日程第11、議案第５号を議題といたします。
事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。
○議会事務局長　議案第５号　地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。
○議　　長　提案者の説明を求めます。
総務課長。
（総務課長提案理由説明）
○議　　長　これから質疑を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
○全　　員　　（異　議　な　し）
○議　　長　異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。
日程第12、議案第６号を議題といたします。
事務局長をして議案の朗読をいたさせます。
局長。
○議会事務局長　議案第６号　湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。
○議　　長　提案者の説明を求めます。
住民税務課長。
（住民税務課長提案理由説明）
○議　　長　これから質疑を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
○全　　員　　（異　議　な　し）
○議　　長　異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。
日程第13、議案第７号を議題といたします。
事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。
○議会事務局長　議案第７号　学校体育館空調設備設置工事請負契約の締結について。
○議　　長　提案者の説明を求めます。
建設課長。
（建設課長提案理由説明）
○議　　長　これから質疑を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
○全　　員　　（異　議　な　し）
○議　　長　異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。
暫時休憩します。
休　憩　宣　告（１５：１０）
再　開　宣　告（１５：２０）
○議　　長　休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第14、議案第８号を議題といたします。
事務局長をして議案の朗読をいたさせます。
局長。
○議会事務局長　議案第８号　財産の取得について。
○議　　長　提案者の説明を求めます。
企画財政課長。
（企画財政課長提案理由説明）
○議　　長　これから質疑を行います。
９番、小形君。
○９　　番　取得の物件の規格及び仕様についてちょっとお伺いしたいと思います。
45人乗り中型バスということですが、こういうふうに45人乗りと書くと補助椅子を倒してのことなのか、補助椅子は倒さないでのことなのか、ひとつ教えてほしいと思います。
それと、６速ＡＭＴというのがありますけれども、このＡＭＴというのはどういうようなものなのか、分かれば簡単に教えてほしいと思います。

それと、置き去り防止装置について、どのようなものなのか説明をお伺いしたいと思います。

その３つ、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議　　長　住民税務課長。

○住民税務課長　ただいま小形議員からご質疑のありましたことについてお答えいたします。

まず、１点目なのですが、45人乗りということで、補助席を除くと37席という仕様になってございます。

続いて、２点目なのですが、６速ＡＭＴ、オートマです。オートマということになっています。６速のオートマチックミッションということです。オートマチックミッションという形になってございます。

最後、３点目なのですが、置き去り防止の装置につきましては、降車時確認式のものでございまして、運転手が後部座席のブザーを、停止ボタンを押しますと、押すことで車内の確認を促すというものでございます。降りたときにブザーが鳴るので、後ろまで歩いていってボタンを押して、座席の人が乗っていないかどうかを確認した上でボタンを押してという、そういった装置になってございます。

以上でございます。

○議　　長　ほかに質疑ありませんか。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第15、議案第９号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長　議案第９号　財産の取得について。

○議　　長　提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長提案理由説明）

○議　　長　これから質疑を行います。

６番、檜山君。
○６　　番　ちょっと１点教えていただきたいのですが、今回は燃やすごみを３種類を入れるわけですが、今社会一般では指定ごみ袋がなくなっている、在庫がないとかというのがよくニュースで見られまして、さらに透明の袋を許可してやっていますよというようなことも出ていますが、本町の場合燃やすごみ、燃やさないごみを含めて在庫は町民の方が求める場合十分あるのか、その辺をまずお伺いをいたします。
○議　　長　住民税務課長。
○住民税務課長　ただいまの檜山議員からのご質疑に対してお答えいたします。
まず、ごみ袋の在庫、現在の在庫になりますが、先月末の在庫であります。燃やすごみ袋については、10リットルが７万枚、15リットルが３万3,000枚、30リットルが６万5,000枚、45リットルが６万2,000枚です。燃やさないごみ袋につきましては、10リットルが３万5,000枚、15リットルが５万3,000枚、30リットルが５万枚、45リットルが５万4,000枚となってございます。
最近ニュースとか新聞でもにぎわっているのですが、中東情勢の悪化に伴いましてプラスチック製品の原料となるナフサの不足、供給不安から指定ごみ袋の買いだめが相次いでいるということで、安定供給が困難となったため道内でも一部の自治体で販売価格を値上げしたり、あとは札幌市、そして北斗市でも指定ごみ袋以外の市販のごみ袋で回収をするという、そういった対応をしているところもございます。湧別町においては、指定ごみ袋の買いだめが相次いでいるという事実はありませんので、このたびのごみ袋の購入、燃やすごみを15リットル、30リットル、45リットルとなりますが、１年分を９月末に納品予定というふうになってございます。それまでの３か月から４か月の間なのですが、それにおきましても今の先ほど言った在庫のほうで十分足りるような計算になってございます。納品後10月以降についても、１年間分を見越して買っていますので、残り１年間は十分在庫がございますので、購入制限を設けたり、値上げは、不足が生じるような事態がない限り今のところはそういったことは考えてございませんので、ご安心いただければと思っております。
以上でございます。
○議　　長　６番、檜山君。
○６　　番　十分に対応していけるという部分については理解をいたしました。
それと、もう一つ伺いたいのが今回よく中東情勢でナフサが不足して、これらの状況になっているということで報道されていますけれども、うちのほうの単価、これ見るときっと予算内の単価で終わったのかなというふうに思うので

すが、その辺の値上げなど今回の中では必要なかったのか。当初予算で賄うことができたのか、その辺の事情を教えてください。
○議　　長　住民税務課長。
○住民税務課長　ただいま檜山議員から質問ございました件についてお答えいたします。
　今回のナフサの供給不足に関して、原価が上がって単価が上がるのではないかという話で、その価格について予算の中で、範囲で予定価格が組まれて執行されたということについてお答えいたします。ナフサの不足が話題になっておりますけれども、輸送が大きく低下した今年の２月末、ホルムズ海峡が封鎖されまして、それから状況が悪化しておりました。指定ごみ袋の単価につきましては、上昇傾向にあるということでございますが、予定価格につきましては昨年の単価と枚数等が同じでないので、単純な比較はできないのですけれども、本年度は枚数を去年よりは増やしておりますので、単価が下がる要素があるものの、前年比で３％から11％の幅で値上げしてございます。このたび参考見積りを提出業者に確認したところ、その上昇率の価格の中で納入することが可能ということを事前に確認しておりますので、予算計上額の単価のままでこのたび入札のほうを執行させてもらった次第でございます。
○議　　長　ほかに質疑ありませんか。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　これで質疑を終わります。
　これから討論を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
○全　　員　　（異　議　な　し）
○議　　長　異議なしと認めます。
　したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。
　日程第16、議案第10号を議題といたします。
　事務局長をして議案の朗読をいたさせます。
　局長。
○議会事務局長　議案第10号　財産の取得について。
○議　　長　提案者の説明を求めます。
　教育総務課長。
　　（教育総務課長提案理由説明）
○議　　長　これから質疑を行います。
○全　　員　　（な　し）

○議　　長　質疑なしと認めます。
　これから討論を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
○全　　員　　（異　議　な　し）
○議　　長　異議なしと認めます。
　したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。
　日程第17、同意第１号を議題といたします。
　事務局長をして議案の朗読をいたさせます。
　局長。
○議会事務局長　同意第１号　湧別町農業委員会委員の任命について。
○議　　長　本件については、５番、姉崎君に直接の利害関係があると認められますので、地方自治法第117条の規定により５番、姉崎君の退場を求めます。
　　（５番退場）
○議　　長　提案者の説明を求めます。
　町長。
　　（町長提案理由説明）
○議　　長　これから質疑を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　質疑なしと認めます。
　お諮りします。
　本案は、討論を省略し、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
○全　　員　　（異　議　な　し）
○議　　長　異議なしと認めます。
　したがって、同意第１号は原案のとおり同意することに決定いたしました。
　５番、姉崎君の入場を認めます。
　　（５番入場）
○議　　長　日程第18、同意第２号から日程第41、同意第25号までについては関連性がありますので、一括議題といたします。
　事務局長をして議案の朗読をいたさせます。
　局長。
○議会事務局長　同意第２号　湧別町農業委員会委員の任命について。
　以下、同意第３号から同意第25号につきましては、同意第２号と同様、湧別町農業委員会委員の任命についてでございますので、朗読を省略させていただきます。

○議　　長　提案者の説明を求めます。

町長。

（町長提案理由説明）

○議　　長　これから同意第２号から同意第25号までについて質疑を行います。

７番、関野君。

○７　　番　ちょっとお聞きします。３年前のときにこの同意求められましたときに履歴書が不備があって、自薦なのか、推薦されたものなのか、あと自分が何をしたいのかという、そういうものが記載されていなかったのです、前回のときは、３年前は。今回も何も提出されておりませんので、その辺は何ら問題ないのかお聞きします。

○議　　長　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長　関野議員のご質問にお答えいたします。

今回この同意案件につきまして推薦ですとか応募ですとか、そういった部分、今回議案説明資料のほうにも載せておりませんけれども、推薦、応募の件数につきまして口頭でご説明させていただきます。まず、応募、いわゆる立候補された方、そういう方が２名いらっしゃいます。残り23名の方が推薦ということなのですけれども、団体推薦が21名、個人推薦が２名となっております。個人推薦につきましては、地域の農業者の方からの推薦でありまして、団体推薦につきましては各農協なり、各地域の農事部会からの推薦となっております。

以上です。

○議　　長　７番、関野君。

○７　　番　また３年後にこういう形で同意案件出てきます。そのときにはきちっとやっぱり自薦なのか、推薦なのか、あと自分が何をやりたいのか、ただ農地のあっせんだけがメインではありません、農業委員さんというのは。湧別町農業の基本方針を決める大事な委員ですので、その辺しっかりとやってほしいと思いますが、いかがですか。

○議　　長　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長　関野議員のご質問にお答えいたします。

今回の資料につきまして、議員ご指摘の推薦、自薦の別ですとか応募の理由など記載しておりません。応募された方、推薦された方の申出書については、それぞれ立候補の理由ですとか推薦の理由は全員記載されております。次回、３年後になりますけれども、そういった部分分かりやすいように資料の請求をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議　　長　ほかに。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　質疑なしと認めます。

お諮りします。

同意第２号から同意第25号までの討論を省略し、個別採決することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第２号から同意第25号までの討論を省略し、個別採決することに決定いたしました。

同意第２号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第２号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意第３号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第３号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意第４号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第４号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意第５号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第５号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意第６号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第６号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意第７号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第７号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意第８号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第８号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意第９号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第９号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意第10号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第10号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意第11号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第11号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意第12号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第12号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意第13号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第13号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意第14号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第14号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意第15号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第15号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意第16号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第16号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意第17号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第17号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意第18号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第18号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意第19号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することについてご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第19号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意第20号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第20号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意第21号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第21号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意第22号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第22号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意第23号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第23号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意第24号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第24号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意第25号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第25号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第42、意見書案第１号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長　意見書案第１号　ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

○議　　長　提案者の説明を求めます。

９番、小形君。

（９番趣旨説明）

○議　　長　これから質疑を行います。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第43、議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり派遣することとし、細部については議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、本件は全議員を派遣することとし、細部については議長に一任することに決定いたしました。

日程第44、閉会中の所管事務調査等の申出が各常任委員長及び議会運営委員長から提出されております。このことについて承認いたしたいと思いますが、

これにご異議ありませんか。
○全　　員　　（異　議　な　し）
○議　　長　異議なしと認めます。
したがって、各委員長から申出のとおり、本件は承認することに決定いたしました。
お諮りします。
本定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。
したがって、会議規則第７条の規定によって本日を閉会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
○全　　員　　（異　議　な　し）
○議　　長　異議なしと認めます。
したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。
令和８年第２回湧別町議会定例会を閉会いたします。

閉　会　宣　告（１６：０５）

この会議録は書記をして記録されたものであり、この内容が真実であることを証するため、ここに署名する。

湧別町議会　議　長　　勝坂敏夫

湧別町議会　議　員　　小形秀和

湧別町議会　議　員　　下田英人